

公設浄化槽事業費特別会計【歳出】

款	1 公設浄化槽管理費	項	1 公設浄化槽管理費	目	1 公設浄化槽一般管理費
---	------------	---	------------	---	--------------

上 下 水 道 部
経 営 企 画 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
公設浄化槽一般管理 事務	780	○ 公設浄化槽一般管理事務 (001-01) 地方公営企業法を適用するため、資産調査及び財務会計システムの設計等に要する経費 ・ 資産調査業務委託 216 千円 ・ 財務会計システム等設計構築業務委託 94 千円 ・ 料金システム改修業務委託 470 千円

公設浄化槽事業費特別会計【歳出】

款	1 公設浄化槽管理費	項	1 公設浄化槽管理費	目	1 公設浄化槽一般管理費	上 玉	下 山	水 事	道 務	部 所																
科 目 (事務・事業名)		金 額 (千円)		事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																						
公設浄化槽一般管理 事務		279		○ 公設浄化槽一般管理事務 (001-01) 公設浄化槽事業における使用料の賦課徴収に要する費用 ・ 使用料賦課計算業務委託料, 収滞納関連業務委託料, 収納消込・滞納管理支援システム賃貸借料 221 千円 ・ 消耗品費, 郵便料, 口座振替手数料 58 千円 公設浄化槽設置状況 <table><tr><td>人槽区分</td><td>基数</td></tr><tr><td>5 人槽</td><td>27</td></tr><tr><td>7 人槽</td><td>92</td></tr><tr><td>10人槽</td><td>2</td></tr><tr><td>14人槽</td><td>1</td></tr><tr><td>18人槽</td><td>1</td></tr><tr><td>21人槽</td><td>2</td></tr><tr><td></td><td>125</td></tr></table>							人槽区分	基数	5 人槽	27	7 人槽	92	10人槽	2	14人槽	1	18人槽	1	21人槽	2		125
人槽区分	基数																									
5 人槽	27																									
7 人槽	92																									
10人槽	2																									
14人槽	1																									
18人槽	1																									
21人槽	2																									
	125																									

公設浄化槽事業費特別会計【歳出】

款	1 公設浄化槽管理費	項	1 公設浄化槽管理費	目	2 公設浄化槽施設管理費	上 玉	下 山	水 事	道 務	部 所
科 目 (事務・事業名)		金 額 (千円)		事 務 ・ 事 業 等 の 説 明						
公設浄化槽施設管理 事務		7,683		○ 公設浄化槽施設管理事務 (001-01) 既設の公設浄化槽125基の管理運営に要する費用 ・ 公設浄化槽維持管理業務委託料 3,525 千円 ・ 法定検査手数料 629 千円 ・ 汚泥汲取り手数料 2,416 千円 ・ 施設修繕料 895 千円 ・ 消耗品費, 自動車関係費 218 千円						

公設浄化槽事業費特別会計【歳出】

款	2 公債費	項	1 公債費	目	1 元金
---	-------	---	-------	---	------

上 下 水 道 部
玉 山 事 務 所

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
市債償還事務	2,771	○ 市債償還事務 (001-01) 公設浄化槽事業長期債償還に要する経費 ・ 元金償還額 2,771 千円

公設浄化槽事業費特別会計【歳出】

款 2 公債費		項 1 公債費	目 2 利子	上 下 水 道 部 玉 山 事 務 所
科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明		
市債償還事務	923	○ 市債償還事務 (001-01) 公設浄化槽事業長期債償還に要する経費 ・ 利子支払額 923 千円		

農業集落排水事業費特別会計【歳入】

款	1 使用料及び手数料	項	1 使用料	目	1 農業集落排水施設使用料
---	------------	---	-------	---	---------------

上 下 水 道 部
経 営 企 画 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
農業集落排水施設使用料	74,580	○ 農業集落排水施設使用料 農村地区の生活環境改善及び水質保全を目的として設置している農業集落排水施設使用料である。 74,580 千円 ・ 現年度分 72,948 千円 ・ 滞納繰越分 1,632 千円

農業集落排水事業費特別会計【歳入】

款	2 繰入金	項	1 一般会計繰入金	目	1 一般会計繰入金
---	-------	---	-----------	---	-----------

上 下 水 道 部
経 営 企 画 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
一般会計繰入金	402,406	○ 一般会計繰入金 市内7地区で実施している農業集落排水事業に要する費用に対し一般会計から繰入れを行い、事業運営の安定を図るものである。 402,406 千円

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

款	1 農業集落排水事業費	項	1 農業集落排水整備費	目	1 農業集落排水整備費
---	-------------	---	-------------	---	-------------

上 下 水 道 部
給 排 水 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
農業集落排水事業推進 事務	8	○ 農業集落排水事業推進事務 (005-01) 農業集落排水事業排水設備普及資金融資制度の活用により、農業集落排水事業採択区域において、水洗化・排水設備の普及を図る。 ・ 農業集落排水事業排水設備普及資金利子補給金 8 千円

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

款	2 農業集落排水施設管理費	項	1 農業集落排水施設管理費	目	1 農業集落排水施設管理費
---	---------------	---	---------------	---	---------------

上 下 水 道 部
総 務 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
農業集落排水施設管理 事業	20	○ 農業集落排水施設管理事業 (001-01) 農業集落排水事業の整備・保全等に関する調査研究を行う(一社)地域環境資源センターに係る会費 ・ (一社) 地域環境資源センター会費 20千円

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

款	2 農業集落排水施設管理費	項	1 農業集落排水施設管理費	目	1 農業集落排水施設管理費
---	---------------	---	---------------	---	---------------

上 下 水 道 部
経 営 企 画 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
農業集落排水施設管理 事業	61,025	○ 農業集落排水施設管理事業 (001-01) 農業集落排水事業の管理運営に要する経費 ・ 使用料賦課計算等業務委託料 3,002 千円 ・ 水道事業会計への負担金 (郵便料) 380 千円 ・ 消費税及び地方消費税納付額 14,724 千円 ・ 口座振替手数料, 消耗品費等 389 千円 地方公営企業法を適用するため, 資産調査及び財務会計システムの設計等に要する経費 ・ 資産調査業務委託 11,796 千円 ・ 財務会計システム等設計構築業務委託 5,099 千円 ・ 料金システム改修業務委託 25,635 千円

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

款	2 農業集落排水施設管理費	項	1 農業集落排水施設管理費	目	1 農業集落排水施設管理費
---	---------------	---	---------------	---	---------------

上 下 水 道 部
下 水 道 施 設 管 理 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
農業集落排水施設管理 事業	83,466	○ 農業集落排水施設管理事業 (001-01) 農村集落における生活環境改善及び水質保全を目的として建設された農業集落排水処理施設 (6か所)の維持運転管理を行う。 ・ 光熱水費 21,723 千円 ・ 施設修繕料 8,210 千円 ・ 電報電話料 2,094 千円 ・ 汚泥汲取等手数料 23,637 千円 ・ 処理施設維持管理等委託料 25,995 千円 ・ 原材料費 248 千円 ・ 消耗品費, 自動車関係費等 1,559 千円

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

款	2 農業集落排水施設管理費	項	1 農業集落排水施設管理費	目	1 農業集落排水施設管理費
---	---------------	---	---------------	---	---------------

上 下 水 道 部
玉 山 事 務 所

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
農業集落排水施設管理 事業	11,371	○ 農業集落排水施設管理事業 (001-01) 巻堀地区農業集落排水施設の管理運営に要する経費 11,371 千円 ・ 光熱水費 2,821 千円 ・ 施設修繕料 2,602 千円 ・ 汚泥汲取等手数料 709 千円 ・ 処理施設維持管理等委託料 4,807 千円 ・ 消耗品費, 電報電話料等 432 千円

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

款	3 公債費	項	1 公債費	目	1 元金
---	-------	---	-------	---	------

上 下 水 道 部
経 営 企 画 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
市債償還事務	326,946	○ 市債償還事務 (001-01) 農業集落排水事業長期債償還に要する経費 ・ 元金償還額 326,946 千円

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

款	3 公債費	項	1 公債費	目	2 利子
---	-------	---	-------	---	------

上 下 水 道 部
経 営 企 画 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
市債償還事務	36,796	○ 市債償還事務(001-01) 農業集落排水事業長期債償還に要する経費 ・ 利子支払額 36,796 千円

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計【歳出】

款	1	母子父子寡婦福祉資金貸付費	項	1	貸付費	目	1	母子福祉資金貸付費
---	---	---------------	---	---	-----	---	---	-----------

子ども未来部
子ども青少年課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
母子福祉資金貸付金	31,050	○ 母子福祉資金貸付金 (001-01) 母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進することを目的として福祉資金の貸付を行う。 母子福祉資金貸付金 31,050 千円

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計【歳出】

款	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	項	1 貸付費	目	2 父子福祉資金貸付費
---	-----------------	---	-------	---	-------------

子ども未来部
子ども青少年課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
父子福祉資金貸付金	8,778	○ 父子福祉資金貸付金 (001-01) 父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進することを目的として福祉資金の貸付を行う。 ・ 父子福祉資金貸付金 8,778 千円

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計【歳出】

款	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	項	1 貸付費	目	3 寡婦福祉資金貸付費
---	-----------------	---	-------	---	-------------

子ども未来部
子ども青少年課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
寡婦福祉資金貸付金	3,218	○ 寡婦福祉資金貸付金 (001-01) 寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、福祉資金の貸付を行う。 ・ 寡婦福祉資金貸付金 3,218 千円

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計【歳出】

款	1	母子父子寡婦福祉資金貸付費	項	2	貸付事務費	目	1	貸付事務費
---	---	---------------	---	---	-------	---	---	-------

子ども未来部
子ども青少年課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
母子父子寡婦福祉資金 貸付事務	12,910	○ 母子父子寡婦福祉資金貸付事務 (001-01) 母子家庭の母子や父子家庭の父子、寡婦等に対し福祉資金の貸付を行うための経費 ・ 会計年度任用職員報酬・社会保険料等 (4人) 10,078 千円 ・ 委託料 (システム関係) 1,629 千円 ・ その他の経費 1,203 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳入】

款	1 国民健康保険税	項	1 国民健康保険税	目	1 一般被保険者国民健康保険税
---	-----------	---	-----------	---	-----------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																																											
医療給付費分 現年課税分	3,169,428	○ 医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（現年課税分・滞納繰越分）																																											
後期高齢者支援金分 現年課税分	959,001	<table><tr><th colspan="2">【令和4年度】 節</th><th colspan="3">調定額 × 収納率 = 収入額（予算額）</th></tr><tr><td>1 医療給付費分</td><td>現年課税分</td><td>3,407,987 千円</td><td>× 93.00 %</td><td>= 3,169,428 千円</td></tr><tr><td>2 高齢者支援金分</td><td>現年課税分</td><td>1,031,184 千円</td><td>× 93.00 %</td><td>= 959,001 千円</td></tr><tr><td>3 介護納付金分</td><td>現年課税分</td><td>378,353 千円</td><td>× 93.00 %</td><td>= 351,868 千円</td></tr><tr><td>4 医療給付費分</td><td>滞納繰越分</td><td>756,299 千円</td><td>× 31.00 %</td><td>= 234,453 千円</td></tr><tr><td>5 高齢者支援金分</td><td>滞納繰越分</td><td>192,044 千円</td><td>× 31.00 %</td><td>= 59,534 千円</td></tr><tr><td>6 介護納付金分</td><td>滞納繰越分</td><td>108,879 千円</td><td>× 31.00 %</td><td>= 33,752 千円</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td colspan="3">4,808,036 千円</td></tr></table>				【令和4年度】 節		調定額 × 収納率 = 収入額（予算額）			1 医療給付費分	現年課税分	3,407,987 千円	× 93.00 %	= 3,169,428 千円	2 高齢者支援金分	現年課税分	1,031,184 千円	× 93.00 %	= 959,001 千円	3 介護納付金分	現年課税分	378,353 千円	× 93.00 %	= 351,868 千円	4 医療給付費分	滞納繰越分	756,299 千円	× 31.00 %	= 234,453 千円	5 高齢者支援金分	滞納繰越分	192,044 千円	× 31.00 %	= 59,534 千円	6 介護納付金分	滞納繰越分	108,879 千円	× 31.00 %	= 33,752 千円	合 計		4,808,036 千円		
【令和4年度】 節						調定額 × 収納率 = 収入額（予算額）																																							
1 医療給付費分	現年課税分					3,407,987 千円	× 93.00 %	= 3,169,428 千円																																					
2 高齢者支援金分	現年課税分					1,031,184 千円	× 93.00 %	= 959,001 千円																																					
3 介護納付金分	現年課税分					378,353 千円	× 93.00 %	= 351,868 千円																																					
4 医療給付費分	滞納繰越分					756,299 千円	× 31.00 %	= 234,453 千円																																					
5 高齢者支援金分	滞納繰越分	192,044 千円	× 31.00 %	= 59,534 千円																																									
6 介護納付金分	滞納繰越分	108,879 千円	× 31.00 %	= 33,752 千円																																									
合 計		4,808,036 千円																																											
介護納付金分 現年課税分	351,868																																												
医療給付費分 滞納繰越分	234,453																																												
後期高齢者支援金分 滞納繰越分	59,534																																												
介護納付金分 滞納繰越分	33,752																																												
		<table><tr><th colspan="2">【令和3年度当初】 節</th><th colspan="3">調定額 × 収納率 = 収入額（予算額）</th></tr><tr><td>1 医療給付費分</td><td>現年課税分</td><td>3,544,683 千円</td><td>× 91.50 %</td><td>= 3,243,385 千円</td></tr><tr><td>2 高齢者支援金分</td><td>現年課税分</td><td>1,072,544 千円</td><td>× 91.50 %</td><td>= 981,378 千円</td></tr><tr><td>3 介護納付金分</td><td>現年課税分</td><td>393,528 千円</td><td>× 91.50 %</td><td>= 360,078 千円</td></tr><tr><td>4 医療給付費分</td><td>滞納繰越分</td><td>891,797 千円</td><td>× 28.27 %</td><td>= 252,111 千円</td></tr><tr><td>5 高齢者支援金分</td><td>滞納繰越分</td><td>226,449 千円</td><td>× 28.27 %</td><td>= 64,017 千円</td></tr><tr><td>6 介護納付金分</td><td>滞納繰越分</td><td>128,387 千円</td><td>× 28.27 %</td><td>= 36,295 千円</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td colspan="3">4,937,264 千円</td></tr></table>				【令和3年度当初】 節		調定額 × 収納率 = 収入額（予算額）			1 医療給付費分	現年課税分	3,544,683 千円	× 91.50 %	= 3,243,385 千円	2 高齢者支援金分	現年課税分	1,072,544 千円	× 91.50 %	= 981,378 千円	3 介護納付金分	現年課税分	393,528 千円	× 91.50 %	= 360,078 千円	4 医療給付費分	滞納繰越分	891,797 千円	× 28.27 %	= 252,111 千円	5 高齢者支援金分	滞納繰越分	226,449 千円	× 28.27 %	= 64,017 千円	6 介護納付金分	滞納繰越分	128,387 千円	× 28.27 %	= 36,295 千円	合 計		4,937,264 千円		
【令和3年度当初】 節		調定額 × 収納率 = 収入額（予算額）																																											
1 医療給付費分	現年課税分	3,544,683 千円	× 91.50 %	= 3,243,385 千円																																									
2 高齢者支援金分	現年課税分	1,072,544 千円	× 91.50 %	= 981,378 千円																																									
3 介護納付金分	現年課税分	393,528 千円	× 91.50 %	= 360,078 千円																																									
4 医療給付費分	滞納繰越分	891,797 千円	× 28.27 %	= 252,111 千円																																									
5 高齢者支援金分	滞納繰越分	226,449 千円	× 28.27 %	= 64,017 千円																																									
6 介護納付金分	滞納繰越分	128,387 千円	× 28.27 %	= 36,295 千円																																									
合 計		4,937,264 千円																																											
		<table><tr><th colspan="2">【比較】 節</th><th>調定額</th><th>収納率</th><th>収入額（予算額）</th></tr><tr><td>1 医療給付費分</td><td>現年課税分</td><td>▲ 136,696 千円</td><td>1.50 %</td><td>▲ 73,957 千円</td></tr><tr><td>2 高齢者支援金分</td><td>現年課税分</td><td>▲ 41,360 千円</td><td>1.50 %</td><td>▲ 22,377 千円</td></tr><tr><td>3 介護納付金分</td><td>現年課税分</td><td>▲ 15,175 千円</td><td>1.50 %</td><td>▲ 8,210 千円</td></tr><tr><td>4 医療給付費分</td><td>滞納繰越分</td><td>▲ 135,498 千円</td><td>2.73 %</td><td>▲ 17,658 千円</td></tr><tr><td>5 高齢者支援金分</td><td>滞納繰越分</td><td>▲ 34,405 千円</td><td>2.73 %</td><td>▲ 4,483 千円</td></tr><tr><td>6 介護納付金分</td><td>滞納繰越分</td><td>▲ 19,508 千円</td><td>2.73 %</td><td>▲ 2,543 千円</td></tr></table>				【比較】 節		調定額	収納率	収入額（予算額）	1 医療給付費分	現年課税分	▲ 136,696 千円	1.50 %	▲ 73,957 千円	2 高齢者支援金分	現年課税分	▲ 41,360 千円	1.50 %	▲ 22,377 千円	3 介護納付金分	現年課税分	▲ 15,175 千円	1.50 %	▲ 8,210 千円	4 医療給付費分	滞納繰越分	▲ 135,498 千円	2.73 %	▲ 17,658 千円	5 高齢者支援金分	滞納繰越分	▲ 34,405 千円	2.73 %	▲ 4,483 千円	6 介護納付金分	滞納繰越分	▲ 19,508 千円	2.73 %	▲ 2,543 千円					
【比較】 節		調定額	収納率	収入額（予算額）																																									
1 医療給付費分	現年課税分	▲ 136,696 千円	1.50 %	▲ 73,957 千円																																									
2 高齢者支援金分	現年課税分	▲ 41,360 千円	1.50 %	▲ 22,377 千円																																									
3 介護納付金分	現年課税分	▲ 15,175 千円	1.50 %	▲ 8,210 千円																																									
4 医療給付費分	滞納繰越分	▲ 135,498 千円	2.73 %	▲ 17,658 千円																																									
5 高齢者支援金分	滞納繰越分	▲ 34,405 千円	2.73 %	▲ 4,483 千円																																									
6 介護納付金分	滞納繰越分	▲ 19,508 千円	2.73 %	▲ 2,543 千円																																									

※記載している桁未満の値を含めて積算を行っているため、記載している算式では一致しない場合がある。

※記載している桁未満の値を含めて積算を行っているため、記載している算式では一致しない場合がある。

※記載している桁未満の値を含めて積算を行っているため、記載している算式では一致しない場合がある。

※記載している桁未満の値を含めて積算を行っているため、記載している算式では一致しない場合がある。

国民健康保険事業費特別会計【歳入】

款	4 県支出金	項	1 県負担金	目	1 保険給付費等交付金
---	--------	---	--------	---	-------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
普通交付金	17,855,593	○ 普通交付金 【 制 度 】 国民健康保険保険給費等交付金（普通交付金） 平成30年度国民健康保険法の一部改正により、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたため新設されたもので、市町村の保険給付費に要する費用（病気や怪我に關しての診察、治療、投薬などに対する国民健康保険の保険者負担分等）が、一部負担金減免額等を除いて全額交付される。 【 内 訳 】 普通交付金 17,855,593千円 保険給付費に要する費用（病気や怪我に關しての診察、治療、投薬などに対する国民健康保険の保険者負担分等）から、一部負担金減免額及び地方単独事業として現物給付により一部負担金の割合を減じる措置分を控除した額。

国民健康保険事業費特別会計【歳入】

款	4 県支出金	項	2 県補助金	目	1 保険給付費等交付金
---	--------	---	--------	---	-------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																
県繰入金（2号分）	41,860	○ 県繰入金（2号分） 【制 度】 ○国民健康保険保険給費等交付金（特別交付金） 平成30年度国民健康保険法の一部改正により，県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたため新設されたもので，市町村財政状況その他の特殊要因や事業に応じた財政調整のために交付される。（旧制度の特別調整交付金及び特定健診負担金に代わるもの） ○県繰入金（2号分） 特別交付金として交付されるもののうち，画一的な測定方法によって措置できない特別の事情，たとえば災害による減免，原爆による多額な医療費など，特殊事情による財政面の不均衡を調整するために交付されるもの。対象事業は毎年度県の要綱によって決められる予定。 【内 訳】 <table><tr><td>県繰入金（2号分）</td><td>41,860 千円</td></tr><tr><td>・保健事業</td><td>1,120 千円</td></tr><tr><td>・医療費適正化</td><td>3,563 千円</td></tr><tr><td>・運営方針（後発医薬品使用促進）</td><td>340 千円</td></tr><tr><td>・運営方針（受診率向上）</td><td>4,828 千円</td></tr><tr><td>・収納率確保・向上</td><td>5,000 千円</td></tr><tr><td>・収納率向上対策</td><td>25,000 千円</td></tr><tr><td>・保険運営広域化（市町村事務処理標準システム共同利用環境構築）</td><td>2,009 千円</td></tr></table>	県繰入金（2号分）	41,860 千円	・保健事業	1,120 千円	・医療費適正化	3,563 千円	・運営方針（後発医薬品使用促進）	340 千円	・運営方針（受診率向上）	4,828 千円	・収納率確保・向上	5,000 千円	・収納率向上対策	25,000 千円	・保険運営広域化（市町村事務処理標準システム共同利用環境構築）	2,009 千円
県繰入金（2号分）	41,860 千円																	
・保健事業	1,120 千円																	
・医療費適正化	3,563 千円																	
・運営方針（後発医薬品使用促進）	340 千円																	
・運営方針（受診率向上）	4,828 千円																	
・収納率確保・向上	5,000 千円																	
・収納率向上対策	25,000 千円																	
・保険運営広域化（市町村事務処理標準システム共同利用環境構築）	2,009 千円																	

国民健康保険事業費特別会計【歳入】

款	4 県支出金	項	2 県補助金	目	1 保険給付費等交付金
---	--------	---	--------	---	-------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明												
特定健康診査等負担金	80,333	○ 特定健康診査等負担金 平成30年度国民健康保険法の一部改正により、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたため新設されたもので、国民健康保険保険給付費等交付金（県が市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等要に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用を市町村に交付するもの）の中で特別交付金の一部として交付されるもの。 特定健康診査及び特定保健指導の実施に要した費用は3分の1ずつ国と県が負担することされており、これが県を通して特別交付金として交付される。 <table><tr><td>特定健康診査分</td><td>115,970,105 円</td><td>×</td><td>2/3</td><td>=</td><td>77,313 千円</td></tr><tr><td>特定保健指導分</td><td>4,529,460 円</td><td>×</td><td>2/3</td><td>=</td><td>3,020 千円</td></tr></table>	特定健康診査分	115,970,105 円	×	2/3	=	77,313 千円	特定保健指導分	4,529,460 円	×	2/3	=	3,020 千円
特定健康診査分	115,970,105 円	×	2/3	=	77,313 千円									
特定保健指導分	4,529,460 円	×	2/3	=	3,020 千円									

国民健康保険事業費特別会計【歳入】

款	4 県支出金	項	2 県補助金	目	1 保険給付費等交付金
---	--------	---	--------	---	-------------

市 民 保 険 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																										
特別交付金	187,341	○ 特別調整交付金 【 制 度 】 ○国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金） 平成30年度国民健康保険法の一部改正により、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたため新設されたもので、市町村財政状況その他の特殊要因や事業に応じた財政調整のために交付される。（旧制度の特別調整交付金及び特定健診負担金に代わるもの） ○特別調整交付金 特別交付金として交付されるもののうち、画一的な測定方法によって措置できない特別の事情、たとえば災害による減免、原爆による多額な医療費など、特殊事情による財政面の不均衡を調整するために交付されるもの。対象事業は毎年度厚生労働省保険局長通知によって決められる予定。 【内 訳】 <table><tr><td>特別調整交付金</td><td>187,341 千円</td></tr><tr><td>・ 非自発的失業軽減</td><td>5,384 千円</td></tr><tr><td>・ 結核精神等</td><td>132,181 千円</td></tr><tr><td>・ 非自発財政負担増</td><td>5,264 千円</td></tr><tr><td>・ 後発医薬品周知広報等</td><td>703 千円</td></tr><tr><td>・ 被扶養者保険税減免</td><td>5,265 千円</td></tr><tr><td>・ 臓器提供意思表示</td><td>416 千円</td></tr><tr><td>・ 東日本大震災</td><td>1,040 千円</td></tr><tr><td>・ 療養費適正化</td><td>376 千円</td></tr><tr><td>・ 市町村事務処理システム導入</td><td>28,985 千円</td></tr><tr><td>・ 傷病手当金</td><td>3,000 千円</td></tr><tr><td>・ 市町村事務処理システム共同利用環境構築</td><td>2,009 千円</td></tr><tr><td>・ 制度改正によるシステム改修</td><td>2,718 千円</td></tr></table>	特別調整交付金	187,341 千円	・ 非自発的失業軽減	5,384 千円	・ 結核精神等	132,181 千円	・ 非自発財政負担増	5,264 千円	・ 後発医薬品周知広報等	703 千円	・ 被扶養者保険税減免	5,265 千円	・ 臓器提供意思表示	416 千円	・ 東日本大震災	1,040 千円	・ 療養費適正化	376 千円	・ 市町村事務処理システム導入	28,985 千円	・ 傷病手当金	3,000 千円	・ 市町村事務処理システム共同利用環境構築	2,009 千円	・ 制度改正によるシステム改修	2,718 千円
特別調整交付金	187,341 千円																											
・ 非自発的失業軽減	5,384 千円																											
・ 結核精神等	132,181 千円																											
・ 非自発財政負担増	5,264 千円																											
・ 後発医薬品周知広報等	703 千円																											
・ 被扶養者保険税減免	5,265 千円																											
・ 臓器提供意思表示	416 千円																											
・ 東日本大震災	1,040 千円																											
・ 療養費適正化	376 千円																											
・ 市町村事務処理システム導入	28,985 千円																											
・ 傷病手当金	3,000 千円																											
・ 市町村事務処理システム共同利用環境構築	2,009 千円																											
・ 制度改正によるシステム改修	2,718 千円																											

国民健康保険事業費特別会計【歳入】

款	4 県支出金	項	2 県補助金	目	1 保険給付費等交付金
---	--------	---	--------	---	-------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明						
保険者努力支援分	141,734	○ 保険者努力支援分 【 制 度 】 ○国民健康保険保険給費等交付金（特別交付金） 平成30年度国民健康保険法の一部改正により，県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたため新設されたもので，市町村財政状況その他の特殊要因や事業に応じた財政調整のために交付される。（旧制度の特別調整交付金及び特定健診負担金に代わるもの） ○保険者努力支援分 特別交付金として交付されるもののうち，保険者共通の指標である，特定健診受診率や糖尿病等の重症化予防，国保固有の指標であるデータヘルス計画の実施状況や第三者求償などの健全な事業運営に資する取組の実施状況等の指標を基に各自自治体の評価を行い，医療費の適正化に向けた取組等に対する支援のために国から配分されたものが県を通して配分されるもの。 【内 訳】 <table><tr><td>保険者努力支援分</td><td>141,734 千円</td></tr><tr><td>・ 保険者努力支援分 取組評価分</td><td>122,240 千円</td></tr><tr><td>・ 保険者努力支援分 事業費分</td><td>19,494 千円</td></tr></table>	保険者努力支援分	141,734 千円	・ 保険者努力支援分 取組評価分	122,240 千円	・ 保険者努力支援分 事業費分	19,494 千円
保険者努力支援分	141,734 千円							
・ 保険者努力支援分 取組評価分	122,240 千円							
・ 保険者努力支援分 事業費分	19,494 千円							

国民健康保険事業費特別会計【歳入】

款	6 繰入金	項	1 一般会計繰入金	目	1 一般会計繰入金
---	-------	---	-----------	---	-----------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
その他一般会計繰入金	293,459	○ その他一般会計繰入金 【制 度】 地方財政計画に経費が計上され、繰出しの基本的な考え方は、総務省内かんによる。 また、繰入りに要する経費は、地方交付税により所要の措置が講じられる。 (法定外繰入金を除く。) その他繰入金 293,459 千円 国から示される基本的な考え方に基づく繰出に要する経費（出産育児一時金など）の他、国民健康保険事務費に係る繰出金。 ・ 出産育児一時金 35,280 千円 ・ 国民健康保険事務費 258,179 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳入】

款	6 繰入金	項	1 一般会計繰入金	目	1 一般会計繰入金
---	-------	---	-----------	---	-----------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
保険基盤安定繰入金	1,407,282	○ 保険基盤安定繰入金 【 制 度 】 地方財政計画に経費が計上され、繰出しの基本的な考え方は、総務省内かんによる。 また、繰入れに要する経費は、地方交付税により所要の措置が講じられる。 (法定外繰入金を除く。) 【 内 訳 】 保険基盤安定繰入金 1,407,282 千円 ① 保険税軽減分 907,122 千円 被保険者の保険税負担の緩和と市町村国保の財政基盤安定のため、一般被保険者分の軽減相当額（応益分の均等割と平等割額）を県3/4、市（一般会計）1/4が負担する。 ② 保険者支援分 500,160 千円 保険税軽減世帯の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険税の一定割合を国1/2、県及び市（一般会計）1/4が負担する。

国民健康保険事業費特別会計【歳入】

款	6 繰入金	項	2 基金繰入金	目	1 財政調整基金繰入金
---	-------	---	---------	---	-------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
国民健康保険事業財政調整基金繰入金	86,609	○ 国民健康保険事業財政調整基金繰入金 【 制 度 】 盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例（昭和63年3月23日条例第2号）第1条 国民健康保険事業に係る保険給付，国民健康保険事業費納付金の納付及び保健事業付に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるため，国民健康保険事業財政調整基金が設置されている。 【 内 訳 】 財政調整基金繰入金 86,609 千円 保険給付等に不足が見込まれることから，財政調整基金より繰り入れるものである。

国民健康保険事業費特別会計【歳入】

款	8 諸 収 入	項	1 延滞金、加算金及び過料	目	1 一般被保険者延滞金
---	---------	---	---------------	---	-------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																																								
医療給付費分	81,805	○ 医療給付費分 116,139 千円 【令和4年 当初予算 内訳】 ・ 医療給付費分81,805 千円 ・ 後期高齢者支援金分21,779 千円 ・ 介護納付金分12,555 千円 【年度別比較（当初予算）】 (単位 千円) <table><tr><th>区分</th><th>25年度当初</th><th>26年度当初</th><th>27年度当初</th><th>28年度当初</th><th>29年度当初</th><th>30年度当初</th><th>1年度当初</th><th>2年度当初</th><th>3年度当初</th></tr><tr><td>一般医療</td><td>39,600</td><td>45,000</td><td>56,200</td><td>68,590</td><td>81,590</td><td>81,590</td><td>90,310</td><td>90,480</td><td>100,360</td></tr><tr><td>一般後期</td><td>3,400</td><td>6,000</td><td>6,800</td><td>12,000</td><td>17,500</td><td>17,500</td><td>20,444</td><td>21,714</td><td>25,249</td></tr><tr><td>一般介護</td><td>3,000</td><td>4,500</td><td>5,000</td><td>8,000</td><td>11,590</td><td>11,590</td><td>12,829</td><td>13,211</td><td>15,385</td></tr></table>	区分	25年度当初	26年度当初	27年度当初	28年度当初	29年度当初	30年度当初	1年度当初	2年度当初	3年度当初	一般医療	39,600	45,000	56,200	68,590	81,590	81,590	90,310	90,480	100,360	一般後期	3,400	6,000	6,800	12,000	17,500	17,500	20,444	21,714	25,249	一般介護	3,000	4,500	5,000	8,000	11,590	11,590	12,829	13,211	15,385
区分	25年度当初	26年度当初	27年度当初	28年度当初	29年度当初	30年度当初	1年度当初	2年度当初	3年度当初																																	
一般医療	39,600	45,000	56,200	68,590	81,590	81,590	90,310	90,480	100,360																																	
一般後期	3,400	6,000	6,800	12,000	17,500	17,500	20,444	21,714	25,249																																	
一般介護	3,000	4,500	5,000	8,000	11,590	11,590	12,829	13,211	15,385																																	

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	1 総務管理費	目	1 一般管理費
---	-------	---	---------	---	---------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
一般管理事務	115,047	○ 一般管理事務 (001-01) ・職員給与費等 (10人) 69,796 千円 ・郵便料 1,086 千円 ・委託料 40,302 千円 (国保給付システム業務委託料 4,620 千円) (市町村事務処理標準システム県クラウド構築業務委託料 2,125 千円) (市町村事務処理標準システム導入業務委託料 19,027 千円) (市町村事務処理標準システム運用保守料 5,249 千円) (自治体オンライン手続推進事業 8,690 千円) (その他委託料 591 千円) ・事務管理システム用機器賃貸借料 1,536 千円 ・その他の経費 2,327 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	1 総務管理費	目	1 一般管理費
---	-------	---	---------	---	---------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
保険者事務共同電算処 理事務	67,711	○ 保険者事務共同電算処理事務 (001-03) ・ 岩手県国保連が行う保険者事務の共同処理に係る委託経費 38,954 千円 ・ 結核精神レセプトデータ抽出 6,519 千円 ・ 国保情報集約システム手数料 11,250 千円 ・ 国保第三者行為求償事務手数料 210 千円 ・ レセプト二次点検手数料 7,126 千円 ・ KDB システム手数料負担金 1,352 千円 ・ 国民健康保険医療費通知資料 2,300 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	1 総務管理費	目	1 一般管理事務
---	-------	---	---------	---	----------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
医療費適正化対策事業	3,439	○ 医療費適正化対策事業 (001-04) 国保加入者の高齢化や疾病構造の変化等により年々医療費が増加している状況を踏まえ、国保事業の適正・円滑な運営の確保及び国保財政の安定化等のため、医療費適正化の推進を図るものである。 ・ 郵便料 (医療費通知発送に係る郵便料) 3,439 千円 ※医療費通知作成業務は、令和3年度は令和2年11月及び12月診療分 (令和3年4月発送) を株式会社アイシーエスへの委託、令和3年1月から10月診療分 (令和4年1月発送) を岩手県国保連への委託により実施した。 令和4年度からは全診療月分を岩手県国保連が行う保険者事務の共同処理により実施することとしており、委託料は保険者事務共同電算処理事務 (001-03) で執行予定。

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	1 総務管理費	目	2 連合会負担金
---	-------	---	---------	---	----------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
連合会負担金	34,416	○ 連合会負担金 (001-01) ・ 岩手県国民健康保険団体連合会負担金 34,348 千円 ・ 国保盛岡地区協議会負担金 68 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	2 徴収費	目	1 賦課徴収費	市 健 康 保 険 部 課
科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明				
賦課徴収事務	172,767	○ 賦課徴収事務 (001-01) 国民健康保険の加入者に対する保険税の適正な資格管理・課税を行い、制度の健全運営と税の公平負担を保つため、自主納付及び滞納整理を行う。 市民税課から所得を、市民登録課から転入者等の住民異動を把握し、国民健康保険税の適正賦課を図る。 ・職員給与費等 (18名分) 119,052 千円 ・会計年度任用職員に係る経費 (4人) 9,337 千円 ・郵便料 6,872 千円 ・委託料 33,759 千円 (国民健康保険税賦課計算業務委託 26,299 千円) (事務処理標準システムサポート料 (国保資格・国保税) 2,086 千円) (未就学児軽減措置に係る国保税システム改修 (新規) 2,718 千円) (保険証カード化端末機器保守業務委託 521 千円) (オンライン資格確認等システムの運営負担金 1,250 千円) (限度額情報を7月中に作成可能とする改修 (新規) 477 千円) (仮想自動連携用PC (新規) 【事務処理標準システム関係】 122 千円) (記号番号付番ルール変更に係る改修 (新規) 286 千円) ・その他の経費 3,747 千円				

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	2 徴税费	目	1 賦課徴収費
---	-------	---	-------	---	---------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
収納率向上対策事業	59,056	○ 収納率向上対策事業 (001-02) ○ 収納率向上対策事業 国民健康保険制度の健全運営と税の公平負担を保つため、自主納付の促進及び滞納整理を行う。 ・ 納税推進員経費 (6人) 15,362 千円 ・ 委託料 11,353 千円 (収滞納関連業務委託 10,060 千円) (公金収納消込業務委託 1,143 千円) (測量及び登記等業務委託 (滞納処分費) 150 千円) ・ 納税推進センターに係る経費 6,219 千円 ・ 郵便料 5,384 千円 ・ コンビニ収納に係る経費 4,864 千円 ・ 収滞納システム賃借料 7,994 千円 ・ 口座振替手数料 815 千円 ・ ペイジー口座振替受付サービスに係る経費 197 千円 ・ 不動産鑑定料・公売手数料・施解錠手数料 (滞納処分費) 4,278 千円 ・ その他の経費 2,590 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	3 運営協議会費	目	1 運営協議会費
---	-------	---	----------	---	----------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
国保運営協議会事務	503	○ 国保運営協議会事務 (001-01) ・ 国保運営協議会委員報酬 231 千円 ・ 岩手県国保運営委員協議会負担金 56 千円 ・ その他の経費 216 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 療養諸費	目	1 一般被保険者療養給付費
---	---------	---	--------	---	---------------

市健康保険部
健康保険部課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明								
一般被保険者療養給付費	15,554,032	○ 一般被保険者療養給付費 (001-01) ・療養の給付の支給 療養の給付及び療養費は、次の負担割合により医療費を支給する。 <table><tr><th>区分 (一般・退職共通)</th><th>保険者の負担 (支給) 割合</th></tr><tr><td>義務教育就学(小学校入学)後70歳未満</td><td>7 割</td></tr><tr><td>0歳以上義務教育就学(小学校入学)前</td><td>8 割</td></tr><tr><td>70歳以上</td><td>8 割 (一定以上の所得のある者は7割)</td></tr></table> 令和4年度の見込み ・被保険者数 51,700 人 ・保険者負担額 15,554,032 千円	区分 (一般・退職共通)	保険者の負担 (支給) 割合	義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7 割	0歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8 割	70歳以上	8 割 (一定以上の所得のある者は7割)
区分 (一般・退職共通)	保険者の負担 (支給) 割合									
義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7 割									
0歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8 割									
70歳以上	8 割 (一定以上の所得のある者は7割)									

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 療養諸費	目	2 退職被保険者等療養給付費
---	---------	---	--------	---	----------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明								
退職被保険者等療養給 付費	120	○ 退職被保険者等療養給付費 (001-01) ・療養の給付の支給 療養の給付及び療養費は、次の負担割合により医療費を支給する。 <table><tr><th>区分 (一般・退職共通)</th><th>保険者の負担 (支給) 割合</th></tr><tr><td>義務教育就学(小学校入学)後70歳未満</td><td>7 割</td></tr><tr><td>0 歳以上義務教育就学(小学校入学)前</td><td>8 割</td></tr><tr><td>70歳以上</td><td>8 割 (一定以上の所得のある者は7 割)</td></tr></table> 令和4年度の見込み ・被保険者数0 人 ・保険者負担額120 千円 ※令和2年3月末をもって退職国保資格者は0人となったが、退職国保資格期間の受診分が遡及して請求されることがあるため予算措置するもの。	区分 (一般・退職共通)	保険者の負担 (支給) 割合	義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7 割	0 歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8 割	70歳以上	8 割 (一定以上の所得のある者は7 割)
区分 (一般・退職共通)	保険者の負担 (支給) 割合									
義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7 割									
0 歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8 割									
70歳以上	8 割 (一定以上の所得のある者は7 割)									

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 療養諸費	目	3 一般被保険者療養費
---	---------	---	--------	---	-------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明								
一般被保険者療養費	100,000	○ 一般被保険者療養費 (001-01) ・療養費の支給 療養の給付及び療養費は、次の負担割合により医療費を支給する。 <table><tr><th>区分 (一般・退職共通)</th><th>保険者の負担 (支給) 割合</th></tr><tr><td>義務教育就学(小学校入学)後70歳未満</td><td>7 割</td></tr><tr><td>0 歳以上義務教育就学(小学校入学)前</td><td>8 割</td></tr><tr><td>70歳以上</td><td>8 割 (一定以上の所得のある者は7割)</td></tr></table> 令和4年度の見込み ・被保険者数 51,700 人 ・保険者負担額 100,000 千円	区分 (一般・退職共通)	保険者の負担 (支給) 割合	義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7 割	0 歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8 割	70歳以上	8 割 (一定以上の所得のある者は7割)
区分 (一般・退職共通)	保険者の負担 (支給) 割合									
義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7 割									
0 歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8 割									
70歳以上	8 割 (一定以上の所得のある者は7割)									

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 療養諸費	目	4 退職被保険者等療養費
---	---------	---	--------	---	--------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明								
退職被保険者等療養費	120	○ 退職被保険者等療養費 (001-01) ・療養費の支給 療養の給付及び療養費は、次の負担割合により医療費を支給する。 <table><tr><th>区分 (一般・退職共通)</th><th>保険者の負担 (支給) 割合</th></tr><tr><td>義務教育就学(小学校入学)後70歳未満</td><td>7割</td></tr><tr><td>0歳以上義務教育就学(小学校入学)前</td><td>8割</td></tr><tr><td>70歳以上</td><td>8割 (一定以上の所得のある者は7割)</td></tr></table> 令和4年度の見込み ・被保険者数 0人 ・保険者負担額 120千円 ※令和2年3月末をもって退職国保資格者は0人となったが、退職国保資格期間の受診分が遡及して請求されることがあるため予算措置するもの。	区分 (一般・退職共通)	保険者の負担 (支給) 割合	義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7割	0歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8割	70歳以上	8割 (一定以上の所得のある者は7割)
区分 (一般・退職共通)	保険者の負担 (支給) 割合									
義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7割									
0歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8割									
70歳以上	8割 (一定以上の所得のある者は7割)									

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 療養諸費	目	5 審査支払手数料
---	---------	---	--------	---	-----------

市 民 保 険 部 課
健 康 保 険

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明						
審査支払手数料	46,800	○ 審査支払手数料 (001-01) ・ 岩手県国民健康保険団体連合会に委託している受診費用の請求等の審査手数料 令和4年度の見込み <table><tr><td>単価</td><td>件数</td><td>費用総額</td></tr><tr><td>48 円</td><td>975,000 件</td><td>46,800,000 円</td></tr></table>	単価	件数	費用総額	48 円	975,000 件	46,800,000 円
単価	件数	費用総額						
48 円	975,000 件	46,800,000 円						

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 高額療養費	目	1 一般被保険者高額療養費
---	---------	---	---------	---	---------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																																																									
一般被保険者高額療養費	2,200,000	○ 一般被保険者高額療養費 (001-01) ・高額療養費の支給 次のような場合に、その超えた分を高額療養費として支給する。 【支給要件】 同じ人が同じ月内に医療機関に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分が申請により払い戻される。 ■月の1日から末日までをひと月分として計算 ■医療機関ごと、入院・外来ごとに計算 ■同じ月内、同じ世帯で1件21,000円以上かかった診療が、2件以上あった場合は合算 (上記は70歳未満の場合、70歳～74歳の場合は、すべての医療費が合算対象) ■外来の院外処方で薬局に支払った金額は、処方箋を出した医療機関での一部負担金として合算 ■厚生労働大臣が定める疾病で、療養期間が長く、かつ、高額な治療を継続する血友病や人工透析治療を行う慢性腎不全等の場合は、自己負担が1万円(70歳未満の上位所得者で人工透析が必要な慢性腎不全の方は2万円)で、その額を超えた分を国保が負担 70歳未満 <table><tr><th>区分</th><th>所得要件</th><th>限度額</th><th>限度額 (4回目以降)</th></tr><tr><td>ア</td><td>基礎控除後の所得 901万円超</td><td>252,600円 +(総医療費-842,000円×1%)</td><td>140,100円</td></tr><tr><td>イ</td><td>基礎控除後の所得 600万円～901万円以下</td><td>167,400円 +(総医療費-558,000円×1%)</td><td>93,000円</td></tr><tr><td>ウ</td><td>基礎控除後の所得 201万円～600万円以下</td><td>80,100円 +(総医療費-267,000円×1%)</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>エ</td><td>基礎控除後の所得 201万円以下</td><td>57,600円</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>オ</td><td>住民税非課税世帯等</td><td>35,400円</td><td>24,600円</td></tr></table> 70歳から74歳 (H30.8月から) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>外来のみの 限度額(個人)</th><th colspan="2">入院・外来を合わせた限度額(世帯)</th></tr><tr><th rowspan="4">一定 以上 所得 者</th><th>Ⅲ</th><td rowspan="4"> </td><td>1～3回目</td><td>4回目以降</td></tr><tr><td>Ⅱ</td><td>252,600円 +(総医療費-842,000円×1%)</td><td>140,100円</td></tr><tr><td>Ⅰ</td><td>107,400円 +(総医療費-558,000円×1%)</td><td>93,000円</td></tr><tr><td>一般 (住民税課税所得145万円未満等)</td><td>80,100円 +(総医療費-267,000円×1%)</td><td>44,400円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>18,000円 (年間14.4万円上限) 5月～翌年7月まで</td><td>57,600円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">住民税非課税世帯Ⅱ (国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯)</td><td rowspan="2">8,000円</td><td colspan="2">24,000円</td></tr><tr><td colspan="2">住民税非課税世帯Ⅰ (国保加入者全員と世帯主の所得が0の世帯)</td><td colspan="2">15,000円</td></tr></table>	区分	所得要件	限度額	限度額 (4回目以降)	ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円 +(総医療費-842,000円×1%)	140,100円	イ	基礎控除後の所得 600万円～901万円以下	167,400円 +(総医療費-558,000円×1%)	93,000円	ウ	基礎控除後の所得 201万円～600万円以下	80,100円 +(総医療費-267,000円×1%)	44,400円	エ	基礎控除後の所得 201万円以下	57,600円	44,400円	オ	住民税非課税世帯等	35,400円	24,600円	区分		外来のみの 限度額(個人)	入院・外来を合わせた限度額(世帯)		一定 以上 所得 者	Ⅲ		1～3回目	4回目以降	Ⅱ	252,600円 +(総医療費-842,000円×1%)	140,100円	Ⅰ	107,400円 +(総医療費-558,000円×1%)	93,000円	一般 (住民税課税所得145万円未満等)	80,100円 +(総医療費-267,000円×1%)	44,400円			18,000円 (年間14.4万円上限) 5月～翌年7月まで	57,600円		住民税非課税世帯Ⅱ (国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯)		8,000円	24,000円		住民税非課税世帯Ⅰ (国保加入者全員と世帯主の所得が0の世帯)		15,000円	
区分	所得要件	限度額	限度額 (4回目以降)																																																								
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円 +(総医療費-842,000円×1%)	140,100円																																																								
イ	基礎控除後の所得 600万円～901万円以下	167,400円 +(総医療費-558,000円×1%)	93,000円																																																								
ウ	基礎控除後の所得 201万円～600万円以下	80,100円 +(総医療費-267,000円×1%)	44,400円																																																								
エ	基礎控除後の所得 201万円以下	57,600円	44,400円																																																								
オ	住民税非課税世帯等	35,400円	24,600円																																																								
区分		外来のみの 限度額(個人)	入院・外来を合わせた限度額(世帯)																																																								
一定 以上 所得 者	Ⅲ		1～3回目	4回目以降																																																							
	Ⅱ		252,600円 +(総医療費-842,000円×1%)	140,100円																																																							
	Ⅰ		107,400円 +(総医療費-558,000円×1%)	93,000円																																																							
	一般 (住民税課税所得145万円未満等)		80,100円 +(総医療費-267,000円×1%)	44,400円																																																							
		18,000円 (年間14.4万円上限) 5月～翌年7月まで	57,600円																																																								
住民税非課税世帯Ⅱ (国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯)		8,000円	24,000円																																																								
住民税非課税世帯Ⅰ (国保加入者全員と世帯主の所得が0の世帯)			15,000円																																																								

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 高額療養費	目	2 退職被保険者等高額療養費
---	---------	---	---------	---	----------------

市 民 保 険 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																								
退職被保険者等高額療養費	105	○ 退職被保険者等高額療養費（001-01） ・高額療養費の支給 次のような場合に、その超えた分を高額療養費として支給する。 【支給要件】 同じ人が同じ月内に医療機関に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分が申請により払い戻される。 ■月の1日から末日までをひと月分として計算 ■医療機関ごと、入院・外来ごとに計算 ■同じ月内、同じ世帯で1件21,000円以上かかった診療が、2件以上あった場合は合算 （上記は70歳未満の場合、70歳～74歳の場合は、すべての医療費が合算対象） ■外来の院外処方薬局に支払った金額は、処方箋を出した医療機関での一部負担金として合算 ■厚生労働大臣が定める疾病で、療養期間が長く、かつ、高額な治療を継続する血友病や人工透析治療を行う慢性腎不全等の場合は、自己負担が1万円（70歳未満の上位所得者で人工透析が必要な慢性腎不全の方は2万円）で、その額を超えた分を国保が負担 70歳未満 <table><tr><th>区分</th><th>所得要件</th><th>限度額</th><th>限度額 (4回目以降)</th></tr><tr><td>ア</td><td>住民税課税世帯 基礎控除後の所得 901万円超</td><td>252,600円 +(総医療費-842,000円×1%)</td><td>140,100円</td></tr><tr><td>イ</td><td>基礎控除後の所得 600万円～901万円以下</td><td>167,400円 +(総医療費-558,000円×1%)</td><td>93,000円</td></tr><tr><td>ウ</td><td>基礎控除後の所得 201万円～600万円以下</td><td>80,100円 +(総医療費-267,000円×1%)</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>エ</td><td>基礎控除後の所得 201万円以下</td><td>57,600円</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>オ</td><td>住民税非課税世帯等</td><td>35,400円</td><td>24,600円</td></tr></table> ※令和2年3月末をもって退職国保資格者は0人となったが、退職国保資格期間の受診分が遡及して請求されることがあるため予算措置するもの。	区分	所得要件	限度額	限度額 (4回目以降)	ア	住民税課税世帯 基礎控除後の所得 901万円超	252,600円 +(総医療費-842,000円×1%)	140,100円	イ	基礎控除後の所得 600万円～901万円以下	167,400円 +(総医療費-558,000円×1%)	93,000円	ウ	基礎控除後の所得 201万円～600万円以下	80,100円 +(総医療費-267,000円×1%)	44,400円	エ	基礎控除後の所得 201万円以下	57,600円	44,400円	オ	住民税非課税世帯等	35,400円	24,600円
区分	所得要件	限度額	限度額 (4回目以降)																							
ア	住民税課税世帯 基礎控除後の所得 901万円超	252,600円 +(総医療費-842,000円×1%)	140,100円																							
イ	基礎控除後の所得 600万円～901万円以下	167,400円 +(総医療費-558,000円×1%)	93,000円																							
ウ	基礎控除後の所得 201万円～600万円以下	80,100円 +(総医療費-267,000円×1%)	44,400円																							
エ	基礎控除後の所得 201万円以下	57,600円	44,400円																							
オ	住民税非課税世帯等	35,400円	24,600円																							

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 高額療養費	目	3 一般被保険者高額介護合算療養費
---	---------	---	---------	---	-------------------

市 民 保 険 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																																					
一般被保険者高額介護 合算療養費	2,200	○ 一般被保険者高額介護合算療養費 (001-01) ・高額介護合算療養費の支給 年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額を適用後に、合算して次の限度額を超えたときは、その超えた額を高額介護合算療養費として支給する。 70歳未満の自己負担限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>所得区分</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>住民税課税世帯 基礎控除後の所得 901万円超</td><td>212万円</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>基礎控除後の所得 600万円～901万円以下</td><td>141万円</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>基礎控除後の所得 201万円～600万円以下</td><td>67万円</td></tr> <tr> <td>エ</td><td>基礎控除後の所得 201万円以下</td><td>60万円</td></tr> <tr> <td>オ</td><td>住民税非課税世帯等</td><td>34万円</td></tr> </tbody> </table> 70歳以上の自己負担限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所得区分</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">所得者 一定以上</td><td>Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上</td><td>212万円</td></tr> <tr> <td>Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上</td><td>141万円</td></tr> <tr> <td>Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上</td><td>67万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">一般 (住民税課税所得145万円未満等)</td><td>56万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">住民税非課税世帯Ⅱ (国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯)</td><td>31万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">住民税非課税世帯Ⅰ (国保加入者全員と世帯主の所得が0の世帯)</td><td>19万円</td></tr> </tbody> </table>	区分	所得区分	限度額	ア	住民税課税世帯 基礎控除後の所得 901万円超	212万円	イ	基礎控除後の所得 600万円～901万円以下	141万円	ウ	基礎控除後の所得 201万円～600万円以下	67万円	エ	基礎控除後の所得 201万円以下	60万円	オ	住民税非課税世帯等	34万円	所得区分		限度額	所得者 一定以上	Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上	212万円	Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上	141万円	Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上	67万円	一般 (住民税課税所得145万円未満等)		56万円	住民税非課税世帯Ⅱ (国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯)		31万円	住民税非課税世帯Ⅰ (国保加入者全員と世帯主の所得が0の世帯)		19万円
区分	所得区分	限度額																																					
ア	住民税課税世帯 基礎控除後の所得 901万円超	212万円																																					
イ	基礎控除後の所得 600万円～901万円以下	141万円																																					
ウ	基礎控除後の所得 201万円～600万円以下	67万円																																					
エ	基礎控除後の所得 201万円以下	60万円																																					
オ	住民税非課税世帯等	34万円																																					
所得区分		限度額																																					
所得者 一定以上	Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上	212万円																																					
	Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上	141万円																																					
	Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上	67万円																																					
一般 (住民税課税所得145万円未満等)		56万円																																					
住民税非課税世帯Ⅱ (国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯)		31万円																																					
住民税非課税世帯Ⅰ (国保加入者全員と世帯主の所得が0の世帯)		19万円																																					

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 高額療養費	目	4 退職被保険者等高額介護合算療養費
---	---------	---	---------	---	--------------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																		
退職被保険者等高額介護合算療養費	10	○ 退職被保険者等高額介護合算療養費 (001-01) ・高額介護合算療養費の支給 年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額を適用後に、合算して次の限度額を超えたときは、その超えた額を高額介護合算療養費として支給する。 70歳未満の自己負担限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>所得区分</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>基礎控除後の所得 901万円超</td><td>212万円</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>基礎控除後の所得 600万円～901万円以下</td><td>141万円</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>基礎控除後の所得 201万円～600万円以下</td><td>67万円</td></tr> <tr> <td>エ</td><td>基礎控除後の所得 201万円以下</td><td>60万円</td></tr> <tr> <td>オ</td><td>住民税非課税世帯等</td><td>34万円</td></tr> </tbody> </table> ※令和2年3月末をもって退職国保資格者は0人となったが、退職国保資格期間の受診分が遡及して請求されることがあるため予算措置するもの。	区分	所得区分	限度額	ア	基礎控除後の所得 901万円超	212万円	イ	基礎控除後の所得 600万円～901万円以下	141万円	ウ	基礎控除後の所得 201万円～600万円以下	67万円	エ	基礎控除後の所得 201万円以下	60万円	オ	住民税非課税世帯等	34万円
区分	所得区分	限度額																		
ア	基礎控除後の所得 901万円超	212万円																		
イ	基礎控除後の所得 600万円～901万円以下	141万円																		
ウ	基礎控除後の所得 201万円～600万円以下	67万円																		
エ	基礎控除後の所得 201万円以下	60万円																		
オ	住民税非課税世帯等	34万円																		

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	3 移送費	目	1 一般被保険者移送費
---	---------	---	-------	---	-------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
一般被保険者移送費	1	○ 一般被保険者移送費 (001-01) 被保険者が療養の給付を受けるため、病院又は診療所に移送されたとき、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	3 移送費	目	2 退職被保険者等移送費
---	---------	---	-------	---	--------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
退職被保険者等移送費	1	○ 退職被保険者等移送費 (001-01) 被保険者が療養の給付を受けるため、病院又は診療所に移送されたとき、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。 ※令和2年3月末をもって退職国保資格者は0人となるが、退職国保資格期間の移送費分が遡及して請求されることがあるため予算措置するもの。

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	4 出産育児諸費	目	1 出産育児一時金
---	---------	---	----------	---	-----------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																		
出産育児一時金	52,920	○ 出産育児一時金 (001-01) ・ 出産育児一時金の支給 被保険者が出産したときに、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して1件当たり40万8千円を支給する。(市国保条例第3条第1項) 産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合は、40万8千円に1万2千円を加算して42万円を支給する。(市国保条例施行規則第8条) 令和4年度見込み <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価</th><th>件数</th><th>費用額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>420,000 円</td><td>126 件</td><td>52,920,000 円</td></tr> </tbody> </table> ※盛岡市国民健康保険条例及び同条例施行規則の一部を改正（いずれも令和4年1月1日施行）し、支給額の変更を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市条例第3条第1項に規定する額</td><td>404,000円</td><td>408,000円</td></tr> <tr> <td>市条例第3条第1項ただし書きに基づき市条例施行規則第8条に規定する額</td><td>16,000円</td><td>12,000円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>420,000円</td><td>420,000円</td></tr> </tbody> </table>	単価	件数	費用額	420,000 円	126 件	52,920,000 円		改正前	改正後	市条例第3条第1項に規定する額	404,000円	408,000円	市条例第3条第1項ただし書きに基づき市条例施行規則第8条に規定する額	16,000円	12,000円	合 計	420,000円	420,000円
単価	件数	費用額																		
420,000 円	126 件	52,920,000 円																		
	改正前	改正後																		
市条例第3条第1項に規定する額	404,000円	408,000円																		
市条例第3条第1項ただし書きに基づき市条例施行規則第8条に規定する額	16,000円	12,000円																		
合 計	420,000円	420,000円																		

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	4 出産育児諸費	目	2 支払手数料
---	---------	---	----------	---	---------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明						
支払手数料	27	○ 支払手数料 (001-01) 出産育児一時金の医療機関への直接支払制度により、岩手県国民健康保険団体連合会に対し手数料を支出する。 令和4年度見込み <table border="1"> <tr> <th>単価</th><th>件数</th><th>費用額</th></tr> <tr> <td>210 円</td><td>126 件</td><td>26,460 円</td></tr> </table>	単価	件数	費用額	210 円	126 件	26,460 円
単価	件数	費用額						
210 円	126 件	26,460 円						

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	5 葬祭諸費	目	1 葬祭給付費
---	---------	---	--------	---	---------

市健康保険部課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明						
葬祭給付費	9,960	○ 葬祭給付費 (001-01) ・ 葬祭費の支給 被保険者が死亡したときに、葬祭を行う者に対して1件当たり3万円を支給する。 令和4年度見込み <table><tr><td>単価</td><td>件数</td><td>費用額</td></tr><tr><td>30,000 円</td><td>332 件</td><td>9,960,000 円</td></tr></table>	単価	件数	費用額	30,000 円	332 件	9,960,000 円
単価	件数	費用額						
30,000 円	332 件	9,960,000 円						

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	6 医療費助成費	目	1 医療費助成費
---	---------	---	----------	---	----------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
医療費助成事業	2,500	○ 医療費助成事業 (001-01) 収入が生活保護基準以下の世帯の国保加入者を対象に、1世帯につき1年度に4回を上限に医療費の一部負担金を助成する。 ・ 一部負担金助成費 2,500 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	7 傷病手当金	目	1 傷病手当金
---	---------	---	---------	---	---------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
傷病手当金	3,000	○ 傷病手当金 (001-01) 給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができない日において給与の支払いがなかった場合に傷病手当金を支給する。 【支給額】 (労務に服することができなくなった日が属する月の直近の継続した3月間の給与収入額の合計÷就労日数) × 2/3 × 支給対象となる日数 ・ 傷病手当金 3,000 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	3 国民健康保険事業費納付金	項	1 医療給付費納付金	目	1 一般被保険者医療給付費納付金
---	----------------	---	------------	---	------------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明												
一般被保険者医療給付費納付金	4,408,043	○ 一般被保険者医療給付費納付金 (001-01) 平成30年度国民健康保険法の一部改正により、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたため新設されたもので、県の国民健康保険特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金（市町村の保険給付費相当分を県が負担するもの）等に充てるため、市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金のうち一般被保険者医療給付費分に充てるもの。 ・ 国民健康保険事業費納付金（一般被保険者医療給付費納付金） 4,408,043 千円 (国民健康保険事業費納付金全体内訳) (単位：千円) <table><tr><th>国民健康保険事業費納付金 (全体)</th><th>一般被保険者 医療給付費 納付金</th><th>退職被保険者 等医療給付費 納付金</th><th>一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金</th><th>退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金</th><th>介護納付金</th></tr><tr><td>6,328,602</td><td>4,408,043</td><td>0</td><td>1,446,192</td><td>0</td><td>474,367</td></tr></table>	国民健康保険事業費納付金 (全体)	一般被保険者 医療給付費 納付金	退職被保険者 等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金	6,328,602	4,408,043	0	1,446,192	0	474,367
国民健康保険事業費納付金 (全体)	一般被保険者 医療給付費 納付金	退職被保険者 等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金									
6,328,602	4,408,043	0	1,446,192	0	474,367									

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	3 国民健康保険事業費納付金	項	2 後期高齢者支援金等納付金	目	1 一般被保険者後期高齢者支援金等納付金
---	----------------	---	----------------	---	----------------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明												
一般被保険者後期高齢者支援金等納付金	1,446,192	○ 一般被保険者後期高齢者支援金等納付金 (001-01) 平成30年度国民健康保険法の一部改正により、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたため新設されたもので、県の国民健康保険特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金（市町村の保険給付費相当分を県が負担するもの）等に充てるため、市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金のうち一般被保険者後期高齢者支援金等に充てるもの。 ・ 国民健康保険事業費納付金（一般被保険者後期高齢者支援金等納付金）1,446,192 千円 (国民健康保険事業費納付金全体内訳) (単位：千円) <table><tr><th>国民健康保険事業費納付金 (全体)</th><th>一般被保険者 医療給付費 納付金</th><th>退職被保険者 等医療給付費 納付金</th><th>一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金</th><th>退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金</th><th>介護納付金</th></tr><tr><td>6,328,602</td><td>4,408,043</td><td>0</td><td>1,446,192</td><td>0</td><td>474,367</td></tr></table>	国民健康保険事業費納付金 (全体)	一般被保険者 医療給付費 納付金	退職被保険者 等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金	6,328,602	4,408,043	0	1,446,192	0	474,367
国民健康保険事業費納付金 (全体)	一般被保険者 医療給付費 納付金	退職被保険者 等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金									
6,328,602	4,408,043	0	1,446,192	0	474,367									

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	3 国民健康保険事業費納付金	項	3 介護納付金	目	1 介護納付金
---	----------------	---	---------	---	---------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明												
介護納付金	474,367	○ 介護納付金 (001-01) 平成30年度国民健康保険法の一部改正により、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたため新設されたもので、県の国民健康保険特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金（市町村の保険給付費相当分を県が負担するもの）等に充てるため、市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金のうち介護納付金に充てるもの。 ・ 国民健康保険事業費納付金（介護納付金） 474,367 千円 (国民健康保険事業費納付金全体内訳) (単位：千円) <table><tr><th>国民健康保険 事業費納付金 (全体)</th><th>一般被保険者 医療給付費 納付金</th><th>退職被保険者 等医療給付費 納付金</th><th>一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金</th><th>退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金</th><th>介護納付金</th></tr><tr><td>6,328,602</td><td>4,408,043</td><td>0</td><td>1,446,192</td><td>0</td><td>474,367</td></tr></table>	国民健康保険 事業費納付金 (全体)	一般被保険者 医療給付費 納付金	退職被保険者 等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金	6,328,602	4,408,043	0	1,446,192	0	474,367
国民健康保険 事業費納付金 (全体)	一般被保険者 医療給付費 納付金	退職被保険者 等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金									
6,328,602	4,408,043	0	1,446,192	0	474,367									

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	4 共同事業拠出金	項	1 共同事業拠出金	目	1 その他共同事業拠出金
---	-----------	---	-----------	---	--------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
その他共同事業拠出金	10	○ その他共同事業拠出金 (001-01) 退職者医療制度の該当者把握の目的で、国民健康保険中央会からの各種年金受給権者データを各都道府県国保連は各市町村に送付する。当該処理に係る費用の分担金の納付に要する費用に充てるため、市町村が退職者医療共同事業分担金を各都道府県国保連に納付するもの。 退職医療事業分担金 10 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	5 保健事業費	項	1 保健事業費	目	1 特定健康診査等事業費
---	---------	---	---------	---	--------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特定健康診査等事業費	236,260	○ 特定健康診査等事業費（001-01） 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者に特定健康診査等の実施が義務付けられている特定健康診査及び特定保健指導に要する経費である。 ・ 会計年度任用職員に係る経費（1人） 1,149 千円 ・ 委託料 228,560 千円 （特定健康診査委託料（20,311人） 213,324 千円） （国保連データ管理委託料 4,383 千円） （受診券作成委託料 1,599 千円） （特定健診受診率向上対策業務委託料 9,186 千円） （国保連保健指導データ管理委託料 68 千円） ・ 郵便料・専用通信回線使用料 3,369 千円 ・ 特定健診費用負担金 1 千円 ・ その他の経費 3,181 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	5 保健事業費	項	1 保健事業費	目	2 保健事業費
---	---------	---	---------	---	---------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																				
人間ドック健康診断事業	19,410	○ 人間ドック健康診断事業 (001-01) 保健事業の一環として疾病の早期発見、健康の保持増進を図るため、国保の被保険者が人間ドックにより健康診断を受けた場合に、その経費の一部を助成するものである。 助成額 (1日コース, 1泊2日コースとも同額) 男(1日, 1泊共) 20,000円/人 女(1日, 1泊共) 24,000円/人 女(1日, 1泊共) 20,000円/人 ※女20,000円/人は乳がんと子宮がん検診のいずれも受診しない場合の単価 人間ドック健康診断委託料 19,410 千円 上記の助成額のうち、特定健診に係る検査費用分が除かれた金額が人間ドック健康診断事業の予算科目から支出となる委託料である。 内訳 <table><tr><td>特定健診受診時の単価</td><td>9,530 円 ×</td><td>1,019 人</td><td>9,711,070 円</td></tr><tr><td>特定健診受診時の単価</td><td>13,530 円 ×</td><td>509 人</td><td>6,886,770 円</td></tr><tr><td>特定健診対象外者</td><td>20,000 円 ×</td><td>77 人</td><td>1,540,000 円</td></tr><tr><td>特定健診対象外者</td><td>24,000 円 ×</td><td>53 人</td><td>1,272,000 円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>19,409,840 円</td></tr></table>	特定健診受診時の単価	9,530 円 ×	1,019 人	9,711,070 円	特定健診受診時の単価	13,530 円 ×	509 人	6,886,770 円	特定健診対象外者	20,000 円 ×	77 人	1,540,000 円	特定健診対象外者	24,000 円 ×	53 人	1,272,000 円				19,409,840 円
特定健診受診時の単価	9,530 円 ×	1,019 人	9,711,070 円																			
特定健診受診時の単価	13,530 円 ×	509 人	6,886,770 円																			
特定健診対象外者	20,000 円 ×	77 人	1,540,000 円																			
特定健診対象外者	24,000 円 ×	53 人	1,272,000 円																			
			19,409,840 円																			

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	5 保健事業費	項	1 保健事業費	目	2 保健事業費
---	---------	---	---------	---	---------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
訪問保健指導事業	9,087	○ 訪問保健指導事業 (001-02) 国保加入者の中から重複・頻回受診者や糖尿病、高血圧で治療中の者を抽出し、診療報酬明細書の詳しい状況を把握して保健師による訪問指導及び健康教室を行うことで重症化を予防し、併せて医療費の抑制、適正化を図る。 ・ 会計年度任用職員に係る経費 (3人) 8,826 千円 ・ 健康教室講師謝金 60 千円 ・ 保健指導用パンフレット他 201 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	6 基金積立金	項	1 基金積立金	目	1 基金積立金
---	---------	---	---------	---	---------

市 民 保 険 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
国民健康保険事業財政調整基金積立金	30	○ 国民健康保険事業財政調整基金積立金 (001-01) 盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例第4条により、基金の運用から生ずる収益（利子）を国民健康保険特別会計予算に計上して、基金に編入するものである。 国民健康保険事業財政調整積立金 30 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	7 諸 支 出 金	項	1 償還金及び還付加算金	目	1 一般被保険者保険税還付金
---	-----------	---	--------------	---	----------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
一般被保険者保険税還付金	35,000	○ 一般被保険者保険税還付金 (001-01) ○ 一般被保険者保険税還付金 ・ 年度遡及して生じる還付金 (社保加入や転出による資格喪失及び住民異動等による税額変更) ・ 過誤納付による還付金 (地方税法第17条) 一般被保険者保険税還付金 ・ 医療給付費分 24,923 千円 ・ 後期高齢者支援金分 7,291 千円 ・ 介護納付金分 2,786 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	7 諸 支 出 金	項	1 償還金及び還付加算金	目	2 退職被保険者等保険税還付金
---	-----------	---	--------------	---	-----------------

市 民 部
健 康 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
退職被保険者等保険税還付金	220	○ 退職被保険者等保険税還付金 (001-01) ○退職被保険者等保険税還付金 ・年度遡及して生じる還付金(社保加入や転出による資格喪失及び住民異動等による税額変更) ・過誤納付による還付金(地方税法第17条) 退職被保険者等保険税還付金 ・ 医療給付費分 158 千円 ・ 後期高齢者支援金分 28 千円 ・ 介護納付金分 34 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	7 諸支出金	項	1 償還金及び還付加算金	目	3 償還金及び還付加算金
---	--------	---	--------------	---	--------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
償還金	1	○ 償還金 (001-01) 令和2年度国庫負担金等の実績見込に基づく申請により概算交付されたもののうち、実績と概算交付額との差額の超過交付分を返還するもの。 償還金 1千円

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	7 諸 支 出 金	項	1 償還金及び還付加算金	目	4 一般被保険者還付加算金
---	-----------	---	--------------	---	---------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
一般被保険者還付加算金	800	○ 一般被保険者還付加算金 (001-01) ・年度遡及して生じる還付金に対する加算金 ・過誤納付による還付加算金(地方税法第17条の4), 還付又は充当する金額に年0.9%を加算する。 一般被保険者還付加算金 ・医療給付費分 700 千円 ・後期高齢者支援金分 50 千円 ・介護納付金分 50 千円

国民健康保険事業費特別会計【歳出】

款	7 諸 支 出 金	項	1 償還金及び還付加算金	目	5 退職被保険者等還付加算金
---	-----------	---	--------------	---	----------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
退職被保険者等還付加算金	90	○ 退職被保険者等還付加算金 (001-01) ・年度遡及して生じる還付金に対する加算金 ・過誤納付による還付加算金(地方税法第17条の4), 還付又は充当する金額に年0.9%を加算する。 一般被保険者還付加算金 ・医療給付費分 70 千円 ・後期高齢者支援金分 0 千円 ・介護納付金分 20 千円

介護保険費特別会計【歳入】

款	1 保険料	項	1 介護保険料	目	1 第1号被保険者保険料
---	-------	---	---------	---	--------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																																																				
現年分特別徴収保険料	5,214,451	○ 現年度分特別徴収保険料 介護保険第1号被保険者の特別徴収（年金からの天引き納付）分に係る保険料額 (金額：円) <table><tr><th>所得 段階</th><th>見込人数 ①</th><th>保険料年額 ②</th><th>保険料総額 ③＝①×②</th></tr><tr><td>1</td><td>13,518</td><td>22,200</td><td>300,099,600</td></tr><tr><td>2</td><td>7,033</td><td>33,300</td><td>234,198,900</td></tr><tr><td>3</td><td>7,108</td><td>51,900</td><td>368,905,200</td></tr><tr><td>4</td><td>9,719</td><td>63,000</td><td>612,297,000</td></tr><tr><td>5</td><td>11,062</td><td>74,100</td><td>819,694,200</td></tr><tr><td>6</td><td>11,153</td><td>88,900</td><td>991,501,700</td></tr><tr><td>7</td><td>12,152</td><td>96,300</td><td>1,170,237,600</td></tr><tr><td>8</td><td>4,530</td><td>111,100</td><td>503,283,000</td></tr><tr><td>9</td><td>1,391</td><td>125,900</td><td>175,126,900</td></tr><tr><td>10</td><td>1,872</td><td>144,500</td><td>270,504,000</td></tr><tr><td>11</td><td>1,622</td><td>155,600</td><td>252,383,200</td></tr><tr><td>計</td><td>81,160</td><td>—</td><td>5,698,231,300</td></tr></table> 現年度分保険料総計③5,698,231,300円×特別徴収割合91.51%＝5,214,451,500円	所得 段階	見込人数 ①	保険料年額 ②	保険料総額 ③＝①×②	1	13,518	22,200	300,099,600	2	7,033	33,300	234,198,900	3	7,108	51,900	368,905,200	4	9,719	63,000	612,297,000	5	11,062	74,100	819,694,200	6	11,153	88,900	991,501,700	7	12,152	96,300	1,170,237,600	8	4,530	111,100	503,283,000	9	1,391	125,900	175,126,900	10	1,872	144,500	270,504,000	11	1,622	155,600	252,383,200	計	81,160	—	5,698,231,300
所得 段階	見込人数 ①	保険料年額 ②	保険料総額 ③＝①×②																																																			
1	13,518	22,200	300,099,600																																																			
2	7,033	33,300	234,198,900																																																			
3	7,108	51,900	368,905,200																																																			
4	9,719	63,000	612,297,000																																																			
5	11,062	74,100	819,694,200																																																			
6	11,153	88,900	991,501,700																																																			
7	12,152	96,300	1,170,237,600																																																			
8	4,530	111,100	503,283,000																																																			
9	1,391	125,900	175,126,900																																																			
10	1,872	144,500	270,504,000																																																			
11	1,622	155,600	252,383,200																																																			
計	81,160	—	5,698,231,300																																																			

介護保険費特別会計【歳入】

款	1 保険料	項	1 介護保険料	目	1 第1号被保険者保険料
---	-------	---	---------	---	--------------

保 健 福 社 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																																																				
現年分普通徴収保険料	446,722	○ 現年度分普通徴収保険料 介護保険第1号被保険者の普通徴収（金融機関等での納付）分に係る保険料額 (金額：円) <table><tr><th>所得 段階</th><th>見込人数 ①</th><th>保険料年額 ②</th><th>保険料総額 ③=①×②</th></tr><tr><td>1</td><td>13,518</td><td>22,200</td><td>300,099,600</td></tr><tr><td>2</td><td>7,033</td><td>33,300</td><td>234,198,900</td></tr><tr><td>3</td><td>7,108</td><td>51,900</td><td>368,905,200</td></tr><tr><td>4</td><td>9,719</td><td>63,000</td><td>612,297,000</td></tr><tr><td>5</td><td>11,062</td><td>74,100</td><td>819,694,200</td></tr><tr><td>6</td><td>11,153</td><td>88,900</td><td>991,501,700</td></tr><tr><td>7</td><td>12,152</td><td>96,300</td><td>1,170,237,600</td></tr><tr><td>8</td><td>4,530</td><td>111,100</td><td>503,283,000</td></tr><tr><td>9</td><td>1,391</td><td>125,900</td><td>175,126,900</td></tr><tr><td>10</td><td>1,872</td><td>144,500</td><td>270,504,000</td></tr><tr><td>11</td><td>1,622</td><td>155,600</td><td>252,383,200</td></tr><tr><td>計</td><td>81,160</td><td>—</td><td>5,698,231,300</td></tr></table> 現年度分保険料総計③5,698,231,300円×普通徴収割合 8.49%×収納率92.34%÷ 446,722,200円	所得 段階	見込人数 ①	保険料年額 ②	保険料総額 ③=①×②	1	13,518	22,200	300,099,600	2	7,033	33,300	234,198,900	3	7,108	51,900	368,905,200	4	9,719	63,000	612,297,000	5	11,062	74,100	819,694,200	6	11,153	88,900	991,501,700	7	12,152	96,300	1,170,237,600	8	4,530	111,100	503,283,000	9	1,391	125,900	175,126,900	10	1,872	144,500	270,504,000	11	1,622	155,600	252,383,200	計	81,160	—	5,698,231,300
所得 段階	見込人数 ①	保険料年額 ②	保険料総額 ③=①×②																																																			
1	13,518	22,200	300,099,600																																																			
2	7,033	33,300	234,198,900																																																			
3	7,108	51,900	368,905,200																																																			
4	9,719	63,000	612,297,000																																																			
5	11,062	74,100	819,694,200																																																			
6	11,153	88,900	991,501,700																																																			
7	12,152	96,300	1,170,237,600																																																			
8	4,530	111,100	503,283,000																																																			
9	1,391	125,900	175,126,900																																																			
10	1,872	144,500	270,504,000																																																			
11	1,622	155,600	252,383,200																																																			
計	81,160	—	5,698,231,300																																																			

介護保険費特別会計【歳入】

款	3 国庫支出金	項	1 国庫負担金	目	1 介護給付費負担金
---	---------	---	---------	---	------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
現年度分	4,725,608	○ 現年度分 介護給付費に係る国庫負担金（現年度分） 4,725,608千円 介護保険の財源のうち50%が40歳以上の被保険者が納める保険料，残りの50%が公費である国・県・市町村の負担金であり，その中の国の負担金である。 国庫負担金割合：施設等分：15%，その他分20%

介護保険費特別会計【歳入】

款	3 国庫支出金	項	2 国庫補助金	目	1 調整交付金
---	---------	---	---------	---	---------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
現年度分	1,288,425	○ 現年度分 介護給付費に係る財政調整交付金（現年度分） 1,288,425千円 介護保険の財源のうち50%が40歳以上の被保険者が納める保険料，残りの50%が公費である国・ 県・市町村の負担金であり，その中の国の負担金である。 財政調整交付金割合：5%（令和2年度実績5.04%）

介護保険費特別会計【歳入】

款	3 国庫支出金	項	2 国庫補助金	目	2 地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	保 健 福 祉 部 長 寿 社 会 課
科 目 (事務・事業名)		金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明			
現年度分		130,130	○ 現年度分 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の総事業費から対象外経費を控除した額に交付率25/100を乗じて得た額。（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの） 翌年度に提出する実績報告により交付金の額が確定となり、確定額を超える交付金が交付されているときは、超える部分について返還する。 130,130千円			

介護保険費特別会計【歳入】

款	4 支払基金交付金	項	1 支払基金交付金	目	1 介護給付費交付金
---	-----------	---	-----------	---	------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護給付費交付金 現年度分	6,902,280	○ 現年度分 介護給付費に係る財政調整交付金（現年度分） 6,902,080千円 介護保険の財源のうち50%が40歳以上の被保険者が納める保険料，残りの50%が公費である国・県・市町村の負担金であり，当該交付金は，第2号被保険者（40歳から65歳未満）が収めた介護保険料である。 支払基金交付金割合：27%

介護保険費特別会計【歳入】

款	4 支払基金交付金	項	1 支払基金交付金	目	2 地域支援事業支援交付金
---	-----------	---	-----------	---	---------------

保 健 福 祉 部
長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
現年度分	140,540	○ 現年度分 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の総事業費から対象外経費を控除した額に交付率27/100を乗じて得た額。(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの) 翌年度に提出する実績報告により交付金の額が確定となり、確定額を超える交付金が交付されているときは、超える部分について返還する。 140,540千円

介護保険費特別会計【歳入】

款	5 県支出金	項	1 県負担金	目	1 介護給付費交付金
---	--------	---	--------	---	------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護給付費県負担金 現年度分	3,582,692	○ 現年度分 介護給付費に係る県負担金（現年度分） 3,582,692千円 介護保険の財源のうち50%が40歳以上の被保険者が納める保険料，残りの50%が公費である国・県・市町村の負担金であり，その中の県の負担金である。 県負担金割合：施設等分17.5%，その他分12.5%

介護保険費特別会計【歳入】

款	5 県支出金	項	2 県補助金	目	1 地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	保 健 福 祉 部 長 寿 社 会 課
科 目 (事務・事業名)		金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明			
現年度分		65,065	○ 現年度分 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の総事業費から対象外経費を控除した額に交付率12.5/100を乗じて得た額。（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの） 翌年度に提出する実績報告により交付金の額が確定となり、確定額を超える交付金が交付されているときは、超える部分について返還する。 65,065千円			

介護保険費特別会計【歳入】

款	7 繰入金	項	1 一般会計繰入金	目	1 一般会計繰入金
---	-------	---	-----------	---	-----------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
その他一般会計繰入金	414,614	○ その他一般会計繰入金 その他一般会計繰入金（介護給付事務に係る一般会計からの繰入金） 414,614千円 ・ 保険料関係事務費： 44,808千円 ・ 認定関係事務費： 158,103千円 ・ システム整備等： 32,173千円 ・ 職員人件費等： 161,595千円 ・ その他事務費等： 17,935千円

介護保険費特別会計【歳入】

款	7 繰入金	項	1 一般会計繰入金	目	1 一般会計繰入金
---	-------	---	-----------	---	-----------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
地域支援事業費繰入金 (介護予防・日常生活 支援総合事業)	65,065	○ 現年度分 現年度分地域支援事業費に係る一般会計繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業) 65,065千円

介護保険費特別会計【歳入】

款	7 繰入金	項	1 一般会計繰入金	目	1 一般会計繰入金
---	-------	---	-----------	---	-----------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
現年度分 介護給付費繰入金	3,195,500	○ 現年度分介護給付費繰入金 介護給付費に係る一般会計繰入金（市負担分）現年度分 3,195,500千円 介護保険の財源のうち50%が40歳以上の被保険者が納める保険料，残りの50%が公費である国・県・市町村の負担金であり，その中の市の負担金である。 市負担割合：12.5%

介護保険費特別会計【歳入】

款	7 繰入金	項	1 一般会計繰入金	目	1 一般会計繰入金
---	-------	---	-----------	---	-----------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
低所得者保険料軽減繰入金	357,179	○ 低所得者保険料軽減繰入金 低所得者の保険料軽減に係る一般会計繰入金 357,179千円 国：50% 県：25% 市：25%の負担割合。

介護保険費特別会計【歳入】

款	7 繰入金	項	2 基金繰入金	目	1 介護給付費準備基金繰入金
---	-------	---	---------	---	----------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護給付費準備基金繰入金	51,177	○ 介護給付費準備基金繰入金 介護給付費準備基金繰入金 51,177千円 介護給付費歳出に対しての歳入の不足分。 介護給付費準備基金を取崩して、歳入に繰入れる。

介護保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	1 総務管理費	目	1 一般管理費	保 健 福 祉 部 課 介 護 保 險
科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明				
一般管理事務	162,049	○ 一般管理事務 (001-01) 介護保険に係る一般管理経費 ・ 職員給与費 (26人) 158,089千円 ・ その他経費 3,960千円 財源：一般財源162,049千円				
給付事務	15,254	○ 給付事務 (001-02) 介護給付事務に係る一般経費 ・ 介護保険システムバッチ処理業務委託料 8,907千円 ・ 郵便料 5,364千円 ・ その他経費 983千円 財源：一般財源15,254千円				

介護保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	1 総務管理費	目	1 一般管理事務
---	-------	---	---------	---	----------

保 健 福 社 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護保険システム整備 事業	32,174	○ 介護保険システム整備事業 (001-05) 介護保険システム機器等の賃貸借や介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修のための経費 ・ 介護保険システム改修業務委託料 4,269千円 ・ 介護保険システム機器等借上料 27,905千円 財源：一般財源 32,174千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	1 総務管理費	目	2 運営協議会費
---	-------	---	---------	---	----------

保 健 福 社 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
運営協議会事務	275	○ 運営協議会事務 (001-01) 盛岡市介護保険運営協議会に係る一般経費 275千円 ・ 委員等報酬 260千円 ・ その他の経費 15千円 財源：一般財源 275千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	2 徴収費	目	1 賦課徴収費
---	-------	---	-------	---	---------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
被保険者証発行事務	2,373	○ 被保険者証発行事務 (001-01) ○被保険者証発行事務 被保険者の資格得喪の管理及び被保険者証の発行を行う。 介護予防・日常生活支援総合事業に係る被保険者証の発行を行う。 ・介護保険システムバッチ処理委託料 (資格管理業務) 1,884 千円 ・その他の経費 489 千円 財源：一般財源2,373千円
賦課徴収事務	42,435	○ 賦課徴収事務 (001-02) ○賦課徴収事務 介護保険料の賦課及び徴収に要する経費 ・郵便料 6,868 千円 ・口座振替手数料, 保険料特徴に係る団体経由手数料, コンビニ収納手数料 1,536 千円 ・介護保険バッチ処理業務委託料 (収納データ異動日次更新処理等) 20,444 千円 ・電話催告委託料 2,673 千円 ・収納消込電算委託料 1,372 千円 ・収納消込業務委託料 306 千円 ・その他の経費 9,236 千円 財源：一般財源42,435千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	3 介護認定審査会費	目	1 介護認定審査会費
---	-------	---	------------	---	------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護認定審査会事務	88,059	○ 介護認定審査会事務 (001-01) 要介護（要支援）認定申請の受付，主治医意見書作成依頼，介護認定審査会の運営及び要介護（要支援）認定を行い，結果を被保険者あてに通知する。 ・ 介護認定審査会委員報酬 18,230千円 ・ 主治医意見書作成料 63,219千円 ・ その他の経費 6,610千円 郵便料，印刷製本費等

介護保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	3 介護認定審査会費	目	2 認定調査等費
---	-------	---	------------	---	----------

保 健 福 社 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護認定調査等事務	70,503	○ 介護認定調査等事務 (001-01) 要介護（要支援）認定調査等を適正・円滑に行う。 ・ 介護支援専門員（パート会計年度任用11人）報酬，手当，共済費，旅費 33,778千円 ・ 要介護認定調査業務委託料 36,050千円 ・ その他の経費 675千円 - 郵便料，印刷製本費等

介護保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	4 趣旨普及費	目	1 趣旨普及費
---	-------	---	---------	---	---------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
趣旨普及事務	2,407	○ 趣旨普及事務 (001-01) ○趣旨普及事務 介護保険制度の円滑な運営のため、介護保険制度の趣旨普及を行う。 ・保険料通知同封用パンフレット等の印刷製本費 2,241 千円 ・広報もりおか掲載料 44 千円 ・その他の経費 122 千円 財源：一般財源2,407千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費	目	1 居宅介護サービス給付費
---	---------	---	-------------	---	---------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
居宅介護サービス給付費	11,408,095	○ 居宅介護サービス給付費 (001-01) 居宅要介護被保険者（要介護認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受ける者）が指定居宅サービス事業者から、指定居宅サービスを受けた場合に当該居宅介護被保険者に対し、居宅介護サービス給付費（当該指定居宅サービスに要した費用）を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費	目	2 特例居宅介護サービス給付費
---	---------	---	-------------	---	-----------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例居宅介護サービス 給付費	10	○ 特例居宅介護サービス給付費 (001-01) 居宅要介護被保険者（要介護認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受ける者）が緊急 その他やむを得ない理由等により指定居宅サービスを受けた場合に、特例居宅介護サービス給付 費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費	目	3 施設介護サービス給付費
---	---------	---	-------------	---	---------------

保 健 福 社 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
施設介護サービス給付費	7,172,534	○ 施設介護サービス給付費 (001-01) 要介護被保険者が指定施設サービス（指定介護福祉施設サービス・介護保険施設サービス・介護医療院サービス等）を受けた場合に、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用について、施設介護サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費	目	4 特例施設介護サービス給付費
---	---------	---	-------------	---	-----------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例施設介護サービス 給付費	10	○ 特例施設介護サービス給付費 (001-01) 要介護被保険者が緊急やむを得ない理由等で指定指定施設サービス等を受けた場合に、特例施設介護サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費	目	5 居宅介護福祉用具購入費
---	---------	---	-------------	---	---------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
居宅介護福祉用具購入費	26,203	○ 居宅介護福祉用具購入費 (001-01) 居宅要介護被保険者が、指定特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る特定福祉用具を購入したときに、当該居宅要介護被保険者に居宅介護福祉用具購入費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費	目	6 居宅介護住宅改修費
---	---------	---	-------------	---	-------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
居宅介護住宅改修費	32,014	○ 居宅介護住宅改修費 (001-01) 居宅要介護被保険者が、手すりの取付け等の住宅改修（厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修）を指定行ったときに、当該居宅要介護被保険者に対し居宅介護住宅改修費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費	目	7 居宅介護サービス計画給付費
---	---------	---	-------------	---	-----------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
居宅介護サービス計画 給付費	1,412,434	○ 居宅介護サービス計画給付費 (001-01) 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援を受けたときに当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費	目	8 特例居宅介護サービス計画給付費
---	---------	---	-------------	---	-------------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例居宅介護サービス 計画給付費	10	○ 特例居宅介護サービス計画給付費 (001-01) 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る居宅介護支援以外の居宅介護支援またはこれに相当するサービスを受けた場合等に特例居宅介護サービス計画給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費	目	9 地域密着型介護サービス給付費
---	---------	---	-------------	---	------------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
地域密着型介護サービス給付費	3,535,528	○ 地域密着型介護サービス給付費 (001-01) 要介護被保険者が、指定地域密着型サービス事業者から当該指定に係る地域密着型サービス（地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）を受けた場合等に当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用について、地域密着型サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	1 介護サービス等諸費	目	10 特例地域密着型介護サービス給付費
---	---------	---	-------------	---	---------------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例地域密着型介護 サービス給付費	10	○ 特例地域密着型介護サービス給付費 (001-01) 要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由等により指定地域密着型サービスを受けた場合、特例地域密着型サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費	目	1 介護予防サービス給付費
---	---------	---	---------------	---	---------------

保 健 福 社 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護予防サービス給付費	465,402	○ 介護予防サービス給付費（001-01） 居宅要支援被保険者（要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受ける者）が指定介護予防サービス事業者から、指定介護予防サービスを受けた場合に当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防サービス給付費（当該指定介護予防サービスに要した費用）を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費	目	2 特例介護予防サービス給付費
---	---------	---	---------------	---	-----------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例介護予防サービス給付費	10	○ 特例介護予防サービス給付費（001-01） 居宅要支援被保険者（要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受ける者）が緊急その他やむを得ない理由等により指定居宅サービスを受けた場合に、特例介護予防サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費	目	3 介護予防福祉用具購入費
---	---------	---	---------------	---	---------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護予防福祉用具購入費	5,719	○ 介護予防福祉用具購入費 (001-01) 居宅要支援被保険者が、指定特定福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る特定福祉用具を購入したときに、当該居宅要支援被保険者に介護予防福祉用具購入費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費	目	4 介護予防住宅改修費
---	---------	---	---------------	---	-------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護予防住宅改修費	19,729	○ 介護予防住宅改修費 (001-01) 居宅要支援被保険者が、手すりの取付け等の住宅改修（厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修）を指定行ったときに、当該居宅要支援被保険者に対し介護予防住宅改修費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費	目	5 介護予防サービス計画給付費
---	---------	---	---------------	---	-----------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護予防サービス計画給付費	88,732	○ 介護予防サービス計画給付費 (001-01) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援事業者から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援を受けたときに当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費	目	6 特例介護予防サービス計画給付費
---	---------	---	---------------	---	-------------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例介護予防サービス 計画給付費	10	○ 特例介護予防サービス計画給付費 (001-01) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援事業者から当該指定に係る介護予防支援以外の介護予防支援またはこれに相当するサービスを受けた場合等に特例介護予防サービス計画給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費	目	7 地域密着型介護予防サービス給付費
---	---------	---	---------------	---	--------------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
地域密着型介護予防サービス給付費	27,634	○ 地域密着型介護予防サービス給付費 (001-01) 要支援被保険者が、指定地域密着型介護予防サービス事業者から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス（地域密着型通所介護予防・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）を受けた場合等に当該要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用について、地域密着型介護予防サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	2 介護予防サービス等諸費	目	8 特例地域密着型介護予防サービス給付費
---	---------	---	---------------	---	----------------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例地域密着型介護予防サービス給付費	10	○ 特例地域密着型介護予防サービス給付費 (001-01) 要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由等により指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合、特例地域密着型介護予防サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	3 その他諸費	目	1 審査支払手数料
---	---------	---	---------	---	-----------

保 健 福 社 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
審査支払手数料	27,901	○ 審査支払手数料 (001-01) サービス事業者からの介護給付費の請求についての審査及び支払を委託している岩手県国民健康保険団体連合会に対して、手数料を支払う。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	4 高額介護サービス等 費	目	1 高額介護サービス費
---	---------	---	------------------	---	-------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
高額介護サービス費	695,107	○ 高額介護サービス費 (001-01) 要介護者が居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに対して支払った自己負担額が一定の上限額を超えた場合に、高額介護サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	4 高額介護サービス等 費	目	2 高額介護予防サービス費
---	---------	---	------------------	---	---------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
高額介護予防サービス 費	703	○ 高額介護予防サービス費 (001-01) 要支援者が介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスに対して支払った自己負担額が一定の上限額を超えた場合に、高額介護予防サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	5 高額医療合算介護サービス等費	目	1 高額医療合算介護サービス費
---	---------	---	------------------	---	-----------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
高額医療合算介護サービス費	74,676	○ 高額医療合算介護サービス費 (001-01) 要介護者が介護サービスを利用した際の自己負担額及び医療費の自己負担額の合算が、一定の上限額（年額）を超えた場合、高額医療合算介護サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	5 高額医療合算介護サービス等費	目	2 高額医療合算介護予防サービス費
---	---------	---	------------------	---	-------------------

保 健 福 社 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
高額医療合算介護予防サービス費	226	○ 高額医療合算介護予防サービス費 (001-01) 要支援者が介護予防サービスを利用した際の自己負担額及び医療費の自己負担額の合算が、一定の上限額（年額）を超えた場合、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	6 特定入所者介護サービス等費	目	1 特定入所者介護サービス費
---	---------	---	-----------------	---	----------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特定入所者介護サービス費	570,252	○ 特定入所者介護サービス費 (001-01) 要介護者のうち、所得及び資産の状況が厚生労働省令の定めに該当する者が指定介護福祉サービス、介護老人保健施設サービス、介護医療院サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所者生活介護、短期入所者療養介護のサービスを受けたとき、当該施設における食事の提供した費用及び居住または滞在に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	6 特定入所者介護サービス等費	目	2 特例特定入所者介護サービス費
---	---------	---	-----------------	---	------------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例特定入所者介護サービス費	10	○ 特例特定入所者介護サービス費 (001-01) 特例入所者が当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由等で、特定介護サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき、特例特定入所者介護サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	6 特定入所者介護サービス等費	目	3 特定入所者介護予防サービス費
---	---------	---	-----------------	---	------------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特定入所者介護予防サービス費	1,023	○ 特定入所者介護予防サービス費 (001-01) 要支援者のうち、所得及び資産の状況が厚生労働省令の定めに該当する者が介護予防短期入所者生活介護、介護予防短期入所者療養介護のサービスを受けたとき、当該施設における食事の提供した費用及び居住または滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保険給付費	項	6 特定入所者介護サービス等費	目	4 特例特定入所者介護予防サービス費
---	---------	---	-----------------	---	--------------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例特定入所者介護予防サービス費	10	○ 特例特定入所者介護予防サービス費 (001-01) 特例入所者が当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由等で、特定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき、特例特定入所者介護予防サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	1 介護予防・生活支援サービス事業費	目	1 第1号訪問事業
---	-----------	---	--------------------	---	-----------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
訪問介護事業	116,386	○ 訪問介護事業 (001-01) 居宅要支援被保険者等（居宅要支援被保険者及びその他の厚生労働省令で定める被保険者）の介護予防を目的として、当該居宅要支援者等の居宅において、指定事業者による介護予防訪問介護相当の訪問型サービスを提供する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 介護予防・生活支援サービス事業費	項	1 第1号訪問事業	目	1 第1号訪問事業
---	--------------------	---	-----------	---	-----------

保 健 福 祉 部
長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
訪問型サービスB事業	960	○ 訪問型サービスB事業 (001-02) 介護保険法第115条の4第1項第1号イの規定に基づき、介護保険の要支援者及びこれに準ずる者(事業対象者)に対して、住民の支え合いによる訪問型サービス(従来のホームヘルパーによる生活支援に加え、除草、電球交換、雪かき等の介護保険対象外の生活支援)を提供する。 ・ 住民支え合い型訪問サービス事業補助金 960千円 財源：国25.0% 県・市各12.5% 第1号被保険者保険料23.0% 第2号被保険者保険料27.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	1 介護予防・生活支援サービス事業費	目	2 第1号通所事業
---	-----------	---	--------------------	---	-----------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
通所介護事業	318,246	○ 通所介護事業 (001-01) 居宅要支援被保険者等（居宅要支援被保険者及びその他の厚生労働省令で定める被保険者）の介護予防を目的として、指定の施設において、指定事業者による介護予防通所介護相当の通所型サービスを提供する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	1 介護予防・生活支援サービス事業費	目	2 第1号通所事業
---	-----------	---	--------------------	---	-----------

保 健 福 社 部
長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
通所型サービスC事業	3,845	○ 通所型サービスC事業 (001-02) 事業対象者が、通所による短期集中的な介護予防プログラムの提供を受ける。 また、利用後も在宅でセルフケアを継続できるよう支援する。 ・委託料 (介護予防プログラム・アセスメント・送迎加算) 3,785千円 ・消耗品費 60千円 財源：国25.0% 県・市各12.5% 第1号被保険者保険料23.0% 第2号被保険者保険料27.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	1 介護予防・生活支援サービス事業費	目	3 介護予防ケアマネジメント事業
---	-----------	---	--------------------	---	------------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護予防ケアマネジメント事業	61,516	○ 介護予防ケアマネジメント事業 (001-01) 居宅要支援被保険者等（居宅要支援被保険者及びその他の厚生労働省令で定める被保険者）の介護予防を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるのに必要な援助を行う。

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	1 介護予防・生活支援サービス事業費	目	3 介護予防ケアマネジメント事業
---	-----------	---	--------------------	---	------------------

保 健 福 社 部
長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護予防ケアマネジメント事業	715	○ 介護予防ケアマネジメント事業 (001-01) 要支援者等が訪問型サービスや通所型サービスを利用する場合に必要とされる介護予防ケアマネジメントを実施する際、必要となる情報を共有するためのシステムを維持するために要する経費。 ・ 支援センターシステム保守委託料 715千円 財源：国25.0% 県・市各12.5% 第1号被保険者保険料23.0% 第2号被保険者保険料27.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業	項	2 一般介護予防事業費	目	1 一般介護予防事業費	保 健 福 祉 部 長 寿 社 会 課
科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明				
介護予防普及啓発事業	15,069	○ 介護予防普及啓発事業 (001-01) 健康教育・健康相談等を通じて、介護予防に関する活動の普及啓発や地域における自発的な介護予防に資する育成・支援を行う。 ◆ 介護予防普及啓発事業 3,774千円 介護予防に関する自発的な活動の普及啓発のため、広報等による周知を行うほか、パンフレット等を用いた健康教育・周知活動を行う。 ・ 一般介護予防事業対象者介護予防教室運営業務委託料 1,760千円 ・ 広報掲載料、介護予防啓発パンフレット、基本チェックリスト等 1,039千円 ・ PC借り上げ料 58千円 ・ 報償金等（地域版元気はなまる教室を想定するため0円） 0千円 ・ 介護予防手帳印刷製本費 881千円 ・ 複写機使用料 36千円 ◆ 介護予防健康相談事業 26千円 介護予防に関する教室、講演会等に併せて、個別相談を実施する。 ・ 物品修繕料 17千円 ・ 医薬材料費 9千円 ◆ 元気はなまる筋力アップ教室 3,003千円 市民（高齢者）を対象に、介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室「元気はなまる筋力アップ教室」を実施する。 ・ 直営型教室従事者（体育指導員、保健師等）報償金 724千円 ・ 委託型教室委託料 2,024千円 ・ 地域版報償金 53千円 ・ その他の経費（消耗品、郵便料） 202千円				

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業	項	2 一般介護予防事業費	目	1 一般介護予防事業費
---	----------	---	-------------	---	-------------

保 健 福 社 部
長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
		◆ 盛岡ゆうゆう大学開催事業 7,486 千円 高齢者自身の生きがい及び地域社会参加並びに地域づくりの意識の高揚を図るため、「盛岡ゆうゆう大学（旧もりおか老人大学）」を開催する。 ・ 各種講座講師等謝金等 3,617 千円 ・ 会計年度任用職員人件費（事務補助1名） （報酬1,708千円、手当等349千円、社会保険料301千円） 2,358 千円 ・ 旅費 11 千円 ・ 印刷製本費・消耗品費 952 千円 ・ 特別講座委託料 543 千円 ・ その他の経費 5 千円 ◆ 介護予防ヨガ教室 390 千円 身近な地域で介護予防に取り組める拠点づくりの役割を担うことができる介護予防ヨガ教室を開催し、介護予防を進めていく。 ・ 介護予防ヨガ教室業務委託料 390 千円 ◆ 介護予防太極拳教室 390 千円 身近な地域で介護予防に取り組める拠点づくりの役割を担うことができる介護予防太極拳教室を開催し、介護予防を進めていく。 ・ 介護予防太極拳教室業務委託料 390 千円 財源 国:25.0% 県・市:各12.5% 第1号被保険者保険料:23.0% 第2号被保険者保険料:27.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業	項	2 一般介護予防事業費	目	1 一般介護予防事業費
---	----------	---	-------------	---	-------------

保 健 福 社 部
長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
地域リハビリテーション活動支援事業	356	○ 地域リハビリテーション活動支援事業 (001-03) ◆ 通いの場へのリハビリテーション専門職派遣 122 千円 住民運営による高齢者の通いの場の充実と、高齢者の「活動」と「参加」の促進を図るため、「シルバーリハビリ体操」に取り組む場に、リハビリテーション専門職を派遣し助言・指導することにより、効果的で持続可能な通いの場運営を支援する。□ また、通いの場での介護予防効果が発揮されるよう、リハビリテーション専門職がシルバーリハビリ体操指導者（体操指導のボランティア）への技術的助言等のフォローアップを行う。 ・報償費（理学療法士等のリハビリテーション専門職） 122 千円 ◆ 自立支援型地域ケア会議への専門職派遣 234 千円 地域ケアマネジメント会議（自立支援型）へ専門職を派遣し、ケアマネジャーの資質向上を図ることにより、効果的な予防支援につなげ、介護予防機能を強化する。 ・報償費（理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等） 234千円 財源：国25.0% 県・市各12.5% 第1号被保険者保険料23.0% 第2号被保険者保険料27.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	2 一般介護予防事業費	目	1 一般介護予防事業費
---	-----------	---	-------------	---	-------------

玉山総合事務所
健康福祉課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
介護予防普及啓発事業	612	○ 介護予防普及啓発事業 (001-01) ● 高齢者食生活改善栄養教室 在宅高齢者が生き生きと元気に暮らせるよう、健康の基本である食生活についての教室を開催し、高齢者の健康増進を図る。 ・ 報償費 (報償金) 62 千円 ・ 需用費 (消耗品費) 64 千円 ● 元気はなまる筋力アップ教室 年齢や心身の状況によって分け隔てすることなく、介護予防のための住民の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、住民の自主的な社会参加を促し、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。 対象者は、介護保険の第一号被保険者(65歳以上)及びその支援のための活動に関わる者 ・ 委託料 486 千円 財源：一般財源 612千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費	目	1 任意事業費
---	-----------	---	-----------------	---	---------

保 健 福 祉 部
地 域 福 祉 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
任意事業	3,962	○ 任意事業（総合計画事業）（001-01） ・ ふれあいのまちづくり事業 盛岡市社会福祉協議会が主体となって実施する認知症高齢者等見守事業（シルバーメイト事業）に係る経費の一部を補助する。 3,962 千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業	目	1 任意事業
---	-----------	---	----------------	---	--------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
任意事業	1,281	○ 任意事業 (001-01) 介護給付等に要する費用の適正化を実施する。 専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画の検証を実施し、当該被保険者が地域において自立した日常生活が営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を提供する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費	目	1 任意事業費
---	-----------	---	-----------------	---	---------

保 健 福 社 部
長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明								
任意事業	53,118	○ 任意事業 (001-01) 被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、可能な限り地域において、自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、各種事業を実施する。 ◆ 家族介護者リフレッシュ事業 952千円 家族の身体的、精神的負担の軽減を目的とし、介護から一時的に離れて、介護者相互の交流会等を市全域版と日常生活圏域版（11箇所）で開催する。 ・ 家族介護者リフレッシュ事業委託料 952千円 ◆ 家族介護慰労金支給事業 500千円 住民税非課税世帯であり、介護度4又は5に該当し、過去1年間に介護保険サービスを利用しなかった者を介護する家族に、慰労金100,000円を支給する。 ・ 家族介護慰労金 【事業実績】 <table><tr><td></td><td>支給件数</td></tr><tr><td>R3見込</td><td>5件</td></tr><tr><td>R2</td><td>2件</td></tr><tr><td>R1</td><td>5件</td></tr></table> ◆ 介護教室・医療保健講座開催事業 967千円 高齢者等及びその家族等が、介護予防や介護技術、医療・保健等の知識を習得し、在宅介護や地域支援などに活用することを目的とする。地区福祉推進会単位で実施。 ・ 介護教室・医療保健講座開催事業委託料 967千円		支給件数	R3見込	5件	R2	2件	R1	5件
	支給件数									
R3見込	5件									
R2	2件									
R1	5件									

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費	目	1 任意事業費
---	-----------	---	-----------------	---	---------

保 健 福 社 部
長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
		○ 任意事業 (001-01) ◆ 在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業 13,514千円 住民税非課税世帯の寝たきり高齢者等で、紙おむつを必要とする者に対して紙おむつを支給することにより、介護者の負担の軽減を図る。 - 紙おむつ支給業務委託料 13,514千円 ◆ 認知症サポーター養成事業 231千円 市民を対象に、認知症の正しい知識と対応方法を学ぶための講座を開催し、認知症の人や家族が安心して暮らすための地域づくりを推進する。 - 認知症サポーター養成講座テキスト等 181千円 - 郵便料 15千円 - 認知症キャラバンメイト・サポーター研修報償費 31千円 - サポーターカード印刷複写機使用料 4千円 ◆ 認知症支援対策事業 92千円 - 認知症実務担当者研修旅費 92千円 ◆ 成年後見制度利用支援事業 5,459千円 認知症等により判断能力が不十分で、身寄りがないことや費用負担が困難なために成年後見制度を利用できない高齢者に対し、本人に代わり市が申し立て等の手続きを行う。 - 消耗品費 (申立印紙代) 75千円 - 郵便料 (申立切手代) 73千円 - 印刷製本費 (広報もりおか掲載料) 87千円 - 扶助費 (診断書作成料, 鑑定料, 後見人報酬) 5,224千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費	目	1 任意事業費	保 健 福 社 部 長 寿 社 会 課
科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明				
		○ 任意事業 (001-01)				
		◆ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 (シルバーハウジング事業)				1,902千円
		市営月が丘アパートの高齢者世話付住宅の入居者に生活援助員を派遣する。				
		・ 生活援助員派遣委託料				1,902千円
		◆ 配食サービス事業				21,430千円
		ひとり暮らし又は高齢者世帯等で食事の調理が困難な者に対し、食事の配達及び安否の確認を行う。				
		・ 配食サービス業務委託料				21,430千円
		◆ ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業				7,894千円
		家庭内の事故等による通報に随時対応するための体制を整備することにより、高齢者の地域における自立した生活の継続を図る。				
		・ 高齢者等地域生活サポート業務委託料				7,655千円
		・ 電報電話料				239千円
		◆ 認知症講演会				177千円
		市民を対象に、認知症に関する講演会を開催する。				
		・ 講師謝金				100千円
		・ 費用弁償				47千円
		・ 消耗品費				30千円
		財源：国38.5% 県・市各19.25% 第1号被保険者保険料23.0%				

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費	目	1 任意事業費
---	-----------	---	-----------------	---	---------

玉山総合事務所
健康福祉課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明															
任意事業	20	○ 任意事業 (001-01) ● 高齢者紙おむつ支給事業 在宅で長期にわたって寝たきり等の生活をしている高齢者に対して、紙おむつを支給することにより、介護者の負担軽減を図る。 合併協議に基づき、平成18年3月31日時点での対象者のうち、盛岡市の制度に非該当となった対象者についてのみ、継続実施しているもの。 ・ 委託料 20 千円 【事業実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>対象者数</th><th>支給枚数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 1</td><td>2人</td><td>240枚</td></tr> <tr> <td>R 2</td><td>2人</td><td>240枚</td></tr> <tr> <td>R 3 見込</td><td>1人</td><td>120枚</td></tr> <tr> <td>R 4 予定</td><td>1人</td><td>360枚</td></tr> </tbody> </table> 財源：一般財源 20千円		対象者数	支給枚数	R 1	2人	240枚	R 2	2人	240枚	R 3 見込	1人	120枚	R 4 予定	1人	360枚
	対象者数	支給枚数															
R 1	2人	240枚															
R 2	2人	240枚															
R 3 見込	1人	120枚															
R 4 予定	1人	360枚															

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費	目	2 在宅医療・介護連携推進事業
---	-----------	---	-----------------	---	-----------------

保 健 福 社 部
長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
在宅医療・ 介護連携推進事業	21,000	○ 在宅医療・介護連携推進事業 (001-01) 地域において、医師、歯科医師、リハビリテーション専門職、看護師、介護職員、薬剤師、行政等の多職種の協働による在宅療養者への医療介護の連携体制を構築する。 ・在宅医療・介護連携推進事業委託料 21,000千円 財源：国38.5% 県・市各19.25% 第1号被保険者保険料23.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費	目	3 認知症総合支援事業費
---	-----------	---	-----------------	---	--------------

保 健 福 社 部
長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
認知症初期集中支援推進事業	13,348	○ 認知症初期集中支援推進事業 (001-01) ・ 認知症初期集中支援チームの設置 ・ 認知症支援ネットワーク会議の開催 ・ もの忘れ検診の実施 ・ 認知症に対する正しい知識の普及啓発 認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続するために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う、認知症初期集中支援チームを配置し、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る。また、市民に対して認知症に対する正しい知識等の周知を図る。 ・ 会計年度任用職員人件費（在宅高齢者支援員2人） 5,828千円 (報酬4,979千円＋社会保険料783千円＋通勤手当66千円) ・ 認知症支援ネットワーク会議報償金 192千円 ・ 在宅高齢者支援員旅費（研修・訪問） 53千円 ・ 在宅高齢者支援員研修負担金 40千円 ・ もの忘れ検診等に係る委託料 6,005千円 ・ もの忘れ検診票・広報もりおかの印刷に係る経費 337千円 ・ 支援センターシステム（もの忘れ検診分）保守委託料 352千円 ・ 在宅高齢者支援員用PC借上料 58千円 ・ もの忘れ検診データ処理機器リース料 113千円 ・ もの忘れ検診データ処理に係るライセンス利用料 28千円 ・ その他経費（消耗品、郵便料、複写機使用料） 342千円 財源：国38.5% 県・市各19.25% 第1号被保険者保険料23.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費	目	3 認知症総合支援事業費
---	-----------	---	-----------------	---	--------------

保 健 福 社 部
長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
認知症地域支援・ケア 向上事業	25,015	○ 認知症地域支援・ケア向上事業 (001-02) ・ 認知症地域支援推進員の配置 ・ 認知症サポート医の配置 認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続するために、医療機関や介護サービス及び地域支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う、認知症地域支援推進員及び認知症サポート医を配置し、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る。また、市民に対して、認知症に対する正しい知識等の周知を図る。 ・ 会計年度任用職員人件費（認知症地域支援推進員 1 人）2,852千円 （報酬2,068千円＋期末手当423千円＋社会保険料361千円） ・ 認知症サポート医報償金240千円 ・ 認知症地域支援推進員旅費（研修・訪問）65千円 ・ 認知症地域支援推進員研修負担金38千円 ・ 認知症地域支援推進員委託料21,780千円 ・ 認知症地域支援推進員用 P C 借上料40千円 財源：国38.5% 県・市各19.25% 第1号被保険者保険料23.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業	項	3 包括的支援事業・任意事業費	目	4 地域ケア会議推進事業費
---	----------	---	-----------------	---	---------------

保 健 福 祉 部
長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
地域ケア会議推進事業	400	○ 地域ケア会議推進事業 (001-01) 介護保険法の規定に基づき、各地域での課題の整理や解決に向けた取組を検討する地域ケア会議を開催するとともに、地域ケア会議で検討された地域課題等を解決していくための住民主体の取組を支援することにより、地域包括ケアシステムの構築を推進する。 地域包括ケアシステム構築推進事業補助金 400 千円 財源：国38.5% 県・市各19.25% 第1号被保険者保険料23.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	4 その他諸費	目	1 審査支払手数料
---	-----------	---	---------	---	-----------

保 健 福 社 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
審査支払手数料	2,399	○ 審査支払手数料 (001-01) 介護保険法第115条45第1項第1号イ・ロ・二の規定に基づき居宅要支援被保険者等に対して提供される、訪問型サービス提供事業者からの介護予防訪問介護相当の訪問型サービス、介護予防通所介護相当の通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントに要する経費を国保連合会を通じて支払う場合の審査に係る手数料。

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	5 高額介護予防サービス費	目	1 高額介護予防サービス費
---	-----------	---	---------------	---	---------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
高額介護予防サービス費	276	○ 高額介護予防サービス費 (001-01) 居宅要支援被保険者等が介護予防訪問介護相当の訪問型サービス費及び介護予防通所介護相当の通所型サービスに対して支払った自己負担額が一定の上限額を超えた場合に、高額介護予防サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	6 高額医療合算介護予防サービス費	目	1 高額医療合算介護予防サービス費
---	-----------	---	-------------------	---	-------------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
高額医療合算介護予防サービス費	140	○ 高額医療合算介護予防サービス費 (001-01) 居宅要支援被保険者等が介護予防訪問介護相当の訪問型サービス費及び介護予防通所介護相当の通所型サービスに対して支払った自己負担額及び医療費の自己負担額の合算が一定の上限額を超えた場合に、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	4 基金積立金	項	1 基金積立金	目	1 基金積立金
---	---------	---	---------	---	---------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護給付費準備基金積立金	34	○ 介護給付費準備基金積立金 (001-01) 介護保険費特別会計の保険給付費に係る歳入総額から歳出総額を控除した額（余剰金）及び積立済の基金から生じる繰替運用利子の積立分。 第1号被保険者の保険料額は3年間を単位とした事業計画ごとに設定されていることから、当該期間内の給付費等の変動に対処するため積立てを行う。

介護保険費特別会計【歳出】

款	5 諸支出金	項	1 償還金及び還付加算金	目	1 第1号被保険者保険料還付金
---	--------	---	--------------	---	-----------------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
第1号被保険者保険料 還付金	5,125	○ 第1号被保険者保険料還付金 (001-01) ○ 第1号被保険者保険料還付金 過年度納付分保険料の過誤納に係る還付金を支出する。 財源：一般財源5,125千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	5 諸支出金	項	1 償還金及び還付加算金	目	2 償還金
---	--------	---	--------------	---	-------

保 健 福 祉 部
介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
償還金	1	○ 償還金 (001-01) 令和3年度において、介護給付費の国・県の負担金及び介護給付費交付金（支払基金）の精算額（確定額）を超える額が本市に交付されていた場合に、超えた額を返還する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	5 諸支出金	項	1 償還金及び還付加算金	目	2 償還金
---	--------	---	--------------	---	-------

保 健 福 社 部
長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
償還金	6	○ 償還金 (001-01) 令和3年度地域支援事業交付金及び地域支援事業支援交付金額の確定額を超える交付金が交付された場合、その超える額を返還するもの。 償還金 6千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	5 諸支出金	項	1 償還金及び還付加算金	目	3 第1号被保険者還付加算金
---	--------	---	--------------	---	----------------

保 健 福 社 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
第1号被保険者還付加算金	4	○ 第1号被保険者還付加算金 (001-01) ○ 第1号被保険者還付加算金 過誤納金の還付に伴う、還付加算金を支出する。 財源：一般財源4千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	5 諸支出金	項	2 繰出金	目	1 他会計繰出金
---	--------	---	-------	---	----------

保 健 福 社 部
長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
他会計繰出金	70,075	○ 他会計繰出金 (001-01) 重層的支援体制整備事業に係る事業費のうち、保険料負担相当分について、介護保険費特別会計から一般会計に繰り出すもの。 重層的支援体制整備事業実施に係る一般会計への繰出金 70,075千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	6 予備費	項	1 予備費	目	1 予備費
---	-------	---	-------	---	-------

保 健 福 祉 部
介 護 保 險 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
予備費	1,000	○ 予備費 (001-01) 予期しなかった予算外の支出又は予算超過の支出が生じた場合に、予備費を充当する。

後期高齢者医療費特別会計【歳入】

款	1 後期高齢者医療保険料	項	1 後期高齢者医療保険料	目	1 特別徴収保険料
---	--------------	---	--------------	---	-----------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
現年度分	1,863,251	○ 現年度分 特別徴収保険料 現年度分 1,863,251 千円 後期高齢者医療保険料のうち、受給している年金からの天引きによる納付（特別徴収）分に係る保険料額。 なお、納付された保険料は市で徴収後、全額を岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付する。

後期高齢者医療費特別会計【歳入】

款	1 後期高齢者医療保険料	項	1 後期高齢者医療保険料	目	2 普通徴収保険料
---	--------------	---	--------------	---	-----------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
現年度分	1,028,649	○ 現年度分 普通徴収保険料 現年度分 1,028,649 千円 高齢者医療保険料のうち、納付書等により金融機関等での納付（普通徴収）分に係る保険料額。 なお、納付された保険料は市で徴収後、全額を岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付する。

後期高齢者医療費特別会計【歳入】

款	3 繰入金	項	1 一般会計繰入金	目	2 保険基盤安定繰入金
---	-------	---	-----------	---	-------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
保険基盤安定繰入金	623,108	○ 保険基盤安定繰入金 後期高齢者医療制度保険基盤安定繰入金 623,108 千円 保険料の軽減額に対する県及び市負担分である保険基盤安定負担金を一般会計から後期高齢者医療費特別会計へ繰入れ、岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付する。 ・ 保険基盤安定負担金 県3/4 467,330 千円 ・ 保険基盤安定負担金 市1/4 155,778 千円 計 623,108 千円

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	1 総務管理費	目	1 一般管理費
---	-------	---	---------	---	---------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
一般管理事務	3,510	○ 一般管理事務 (001-01) 後期高齢者医療に係る一般管理事業を円滑に進めることを目的とする。 ・ 会計年度任用職員人件費 (1人) 2,539 千円 ・ 印刷製本費 (発送用窓あき封筒等) 764 千円 ・ その他の経費 207 千円

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	2 徴収費	目	1 徴収費
---	-------	---	-------	---	-------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
徴収事務	35,696	○ 徴収事務 (001-01) 窓口業務や保険料徴収等に係る一般経費。 ・ 被保険者証, 納入通知書送付等に係る郵便料等 8,205 千円 ・ コンビニ収納代行手数料 700 千円 ・ 帳票出力作業業務委託料 8,930 千円 ・ 公金収納消込業務委託料 267 千円 ・ 収滞納関連業務委託料 1,477 千円 ・ 電話催告業務委託等 810 千円 ・ 事務支援システム機器等借上料 9,636 千円 ・ 電話催告業務パソコン借上料 20 千円 ・ 窓口用機器等借上料 365 千円 ・ 収滞納システム賃貸借料 4,767 千円 ・ その他の経費 519 千円

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	2 後期高齢者医療広域連合納付金	項	1 後期高齢者医療広域連合納付金	目	1 後期高齢者医療広域連合納付金
---	------------------	---	------------------	---	------------------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
後期高齢者医療広域連合納付金	3,529,335	○ 後期高齢者医療広域連合納付金 (001-01) 保険料、保険基盤安定負担金等を岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付する。 ・ 保険料負担金 2,904,885 千円 ・ 保険基盤安定繰入金 623,108 千円 ・ 延滞金等負担金 1,342 千円

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	3 諸支出金	項	1 還付金及び還付加算金	目	1 保険料還付金
---	--------	---	--------------	---	----------

市健康民保険部課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
保険料還付金	6,000	○ 保険料還付金 (001-01) 保険料の過誤納による還付金。 ・ 保険料還付金 6,000 千円

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	3 諸支出金	項	1 償還金及び還付加算金	目	2 還付加算金
---	--------	---	--------------	---	---------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
保険料還付金	200	○ 還付加算金 (001-01) 保険料の過誤納による還付加算金。 ・ 還付加算金 200 千円

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	4 予備費	項	1 予備費	目	1 予備費
---	-------	---	-------	---	-------

市 民 部
健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
予備費	1,000	○ 予備費 (001-01) 特別会計運営に係る予備費。 ・ 予備費 1,000 千円

中央卸売市場費特別会計【歳入】

款	1 使用料及び手数料	項	1 使用料	目	1 市場使用料	農 林 部 中 央 卸 売 市 場
科 目 (事務・事業名)		金 額 (千円)		事 務 ・ 事 業 等 の 説 明		
市場使用料		97,754		○ 市場使用料 卸売業者の取扱高及び仲卸業者の直接集荷取扱高に係る使用料収入である。 ・ 青果物取扱高割使用料 60,561 千円 ・ 水産物取扱高割使用料 37,193 千円		
施設使用料		514,033		○ 施設使用料 市場施設の貸出しに伴う使用料収入である。 ・ 青果物卸売場等使用料 229,019 千円 ・ 水産物卸売場等使用料 116,629 千円 ・ 関連事業者施設使用料 165,619 千円 ・ 会議室等使用料 2,766 千円		

中央卸売市場費特別会計【歳入】

農 林 部
中 央 卸 売 市 場

款	2 繰入金	項	1 一般会計繰入金	目	1 一般会計繰入金
---	-------	---	-----------	---	-----------

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
一般会計繰入金	453,918	○ 一般会計繰入金 総務副大臣通知による一般会計が市場特別会計に繰出しを行う場合の基準に基づき算定されるものである。 ・ 営業費用の30% 91,563 千円 ・ 建設改良費に係る償還元金の50% 343,239 千円 ・ 建設改良費に係る償還利子の50% 19,116 千円

中央卸売市場費特別会計【歳入】

款	4 諸収入	項	1 雑入	目	1 雑入
---	-------	---	------	---	------

農 林 部
中 央 卸 売 市 場

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
場内業者光熱水費 立替金収入	156,244	○ 場内業者光熱水費立替金収入 場内業者の光熱水費等を立替支出していることに伴う収入である。 ・ 売買参加者章立替金 14 千円 ・ 灯油使用料立替金 388 千円 ・ 電気使用料立替金 141,957 千円 ・ 水道使用料立替金 10,500 千円 ・ 下水道使用料立替金 2,585 千円 ・ 除排雪費立替金 800 千円
雑入	59,180	○ 市場電気売払収入 盛岡市中央卸売市場メガソーラー事業（太陽光発電）に係る東北電力㈱への売電収入である。

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	1 市場総務費	項	1 市場管理費	目	1 一般管理費
---	---------	---	---------	---	---------

農 林 部
中 央 卸 売 市 場

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
一般管理事業	565,105	○ 一般管理事業 (001-01) ・ 報酬(市場運営協議会委員報酬) 231 千円 ・ 職員給与費(職員12人, 会計年度任用職員4人) 100,672 千円 ・ 旅費(普通旅費) 317 千円 ・ 消耗品費等 1,729 千円 ・ 燃料費 2,487 千円 ・ 光熱水費 165,287 千円 ・ 施設修繕料 12,946 千円 ・ 役務費 3,849 千円 ・ 委託料 1 建物管理関係業務委託 83,624 千円 2 施設警備業務委託 24,158 千円 3 建物清掃業務委託 11,994 千円 4 情報処理関係業務委託 1,980 千円 5 環境衛生関係業務委託 12,509 千円 6 除雪業務委託 1,600 千円 ・ 使用料及び賃借料 1 システム機器賃貸借 15,827 千円 2 太陽光発電設備賃貸借 43,546 千円 3 LED機器賃貸借 2,904 千円 4 下水道使用料 4,683 千円 5 複写機使用料等 149 千円 ・ 負担金 1 市場運営協力会関係負担金 4,497 千円 2 全国中央卸売市場協会関係負担金 140 千円 3 会議等出席負担金 52 千円 ・ 国有資産等所在市町村交付金 11,615 千円 ・ 償還金 1,057 千円 ・ 消費税等 57,252 千円

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	1 市場総務費	項	1 市場管理費	目	2 運営事業費
---	---------	---	---------	---	---------

農 林 部
中 央 卸 売 市 場

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明						
市場運営事業	1,298	○ 市場運営事業 (001-01) 卸売業者及び場内業者に対する検査の一部を公認会計士へ委託する等, 検査・指導を実施することにより, 業務の適正化及び経営の健全化を図ろうとするものである。 ・委託料 <table><tr><td>1 卸売業者等財務検査業務委託</td><td>484 千円</td></tr><tr><td>2 仲卸売業者財務検査業務委託</td><td>484 千円</td></tr><tr><td>3 財務アドバイザー業務委託</td><td>330 千円</td></tr></table>	1 卸売業者等財務検査業務委託	484 千円	2 仲卸売業者財務検査業務委託	484 千円	3 財務アドバイザー業務委託	330 千円
1 卸売業者等財務検査業務委託	484 千円							
2 仲卸売業者財務検査業務委託	484 千円							
3 財務アドバイザー業務委託	330 千円							

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	1 市場総務費	項	1 市場管理費	目	2 運営事業費
---	---------	---	---------	---	---------

農 林 部
中 央 卸 売 市 場

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
市場活性化事業	585	○ 市場活性化事業 (001-02) 市場機能の強化を図り、生鮮食料品が安定的に供給される活発な市場取引ができる環境づくりに向けて、市場活性化ビジョンに基づき、業者間の連携、経営基盤の強化及び販売促進に向けた事業を推進するものである。 ・ 報償費 - 市場活性化セミナー講師謝金 31 千円 ・ 火災保険料等 - 卸売市場開放デーに係る賠償責任保険料 20 千円 ・ 委託料 1 活性化アクションプラン助言指導業務委託 129 千円 2 卸売市場開放デー食育推進事業委託 91 千円 3 卸売市場開放デー警備業務委託 211 千円 ・ 負担金 - 残留農薬検査負担金 103 千円

中央卸売市場費特別会計【歳出】

農 林 部
中 央 卸 売 市 場

款	2 公債費	項	1 公債費	目	1 元金
---	-------	---	-------	---	------

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
市債償還事務	686,480	○ 市債償還事務 (001-01) 市場の建設事業費に係る長期借入金元金の償還である。 ・ 長期債借入金償還元金 686,480 千円

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	2 公債費	項	1 公債費	目	2 利子
---	-------	---	-------	---	------

農 林 部
中 央 卸 売 市 場

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
市債償還事務	38,233	○ 市債償還事務 (001-01) 市場の建設事業費に係る長期借入金利子の償還である。 ・ 長期債借入金償還利子 38,233 千円

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	3 予備費	項	1 予備費	目	1 予備費
---	-------	---	-------	---	-------

農 林 部
中 央 卸 売 市 場

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
予備費	500	○ 予備費 (001-01) 中央卸売市場費特別会計に係る予備費である。 ・ 予備費 500 千円

新産業等用地整備事業費特別会計【歳入】

款	2 市債	項	1 市債	目	1 新産業等用地整備事業債
---	------	---	------	---	---------------

商 工 労 働 部
新産業拠点形成推進事務局

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
新産業等用地整備事業債	329,000	○ 新産業等用地整備事業債 新産業等用地整備事業に要する経費に充当するための起債 329,000 千円

新産業等用地整備事業費特別会計【歳出】

款	1 新産業等用地整備事業費	項	1 新産業等用地整備費	目	1 新産業等用地整備費
---	---------------	---	-------------	---	-------------

商 工 労 働 部
新産業拠点形成推進事務局

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
新産業等用地整備事業	329,085	○ 新産業等用地整備事業（総合計画事業・戦略プロジェクト事業）（001-01） 盛岡市新産業等用地整備基本計画に基づき、食料品製造業等のリーディング産業や成長が見込まれる医療分野を中心とした先端技術を有する企業の集積を図るとともに、産学官連携や企業間連携等による新技術・新商品開発を行い、企業の高付加価値化を実現するための「ものづくり拠点」として産業等用地を整備するもの。 令和4年度においては、令和3年度に実施した詳細設計等を基に、令和6年度末整備完了を目指し、第二事業区の基盤整備工事に着手する。 【用地整備に係る経費】 ・道明地区新産業等用地（第二事業区）工事用測設業務委託料 348 千円 ・土砂運搬業務委託料 68,023 千円 ・道明地区新産業等用地（第二事業区）基盤整備工事費 258,665 千円 【用地取得に係る経費】 ・道明地区新産業等用地（第二事業区）売却に係る不動産鑑定評価手数料 2,049 千円

新産業等用地整備事業費特別会計【歳出】

款	2 新産業等用地管理費	項	1 新産業等用地管理費	目	1 新産業等用地管理費
---	-------------	---	-------------	---	-------------

商 工 労 働 部
新産業拠点形成推進事務局

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
新産業等用地管理事務	381	○ 新産業等用地管理事務 (001-01) 取得済の新産業等用地内の道路、用水路等の草刈を行うなど適正な管理を行う。 ・ 企業立地ガイド印刷費 110 千円 ・ 道水路草刈業務委託料 253 千円 ・ その他経費 (消耗品費等) 18 千円

新産業等用地整備事業費特別会計【歳出】

商 工 労 働 部
新産業拠点形成推進事務局

款	3 公債費	項	1 公債費	目	1 元金
---	-------	---	-------	---	------

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
市債償還事務	10,244	○ 市債償還事務 (001-01) 道明地区新産業等用地整備事業に係る起債の償還を行う。 ・ 新産業等用地整備事業債に係る償還元金 10,244 千円

新産業等用地整備事業費特別会計【歳出】

款	3 公債費	項	1 公債費	目	2 利子
---	-------	---	-------	---	------

商 工 労 働 部
新産業拠点形成推進事務局

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
市債償還事務	2,111	○ 市債償還事務 (001-01) 道明地区新産業等用地整備事業に係る起債の償還を行う。 ・ 新産業等用地整備事業債に係る償還利子 2,111 千円

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1 管理事務費	項	1 管理事務費	目	1 基金管理事務費
---	---------	---	---------	---	-----------

総
管

務
財

部
課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
基金管理事務	1	○ 基金管理事務 (001-01) 土地開発基金運用収入額を一般会計に繰り出すもの。 繰出金 (土地開発基金運用利息相当分) 1千円

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1 管理事務費	項	1 管理事務費	目	1 基金管理事務費
---	---------	---	---------	---	-----------

環 境 企 画 部
環 境 企 画 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
基金管理事務	3	○ 基金管理事務 (001-01) 土地開発基金の取得した財産の不動産(電柱・支線)賃貸料収入を一般会計に繰り出すもの。 ・繰出金 財源：一般財源 3千円

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1 管理事務費	項	1 管理事務費	目	1 基金管理事務費
---	---------	---	---------	---	-----------

保 健 福 祉 部
障 が い 福 祉 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
基金管理事務	1	○ 基金管理事務 (001-01) 障がい福祉課が分掌する土地開発基金土地（旧競馬場跡地内）の土地貸付収入（電柱敷地）について、盛岡市土地開発基金条例第5条の規定により整理するもの。 ・ 繰出金（旧競馬場跡地電柱敷地料分） 1千円 財源：一般財源 1千円

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1 管理事務費	項	1 管理事務費	目	1 基金管理事務費	建 道	路	設 建	設	部 課
科 目 (事務・事業名)		金 額 (千円)		事 務 ・ 事 業 等 の 説 明						
基金管理事務		5,970		○ 基金管理事務 (001-01) ・ 下の橋駐車場維持管理経費 3,701 千円 ・ 土地開発基金運用収入繰出金 2,269 千円 (土地開発基金の運用益を一般会計に繰出すもの。) 財源：一般財源5,970千円						

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1 管理事務費	項	1 管理事務費	目	1 基金管理事務費
---	---------	---	---------	---	-----------

交 流 推 進 部 課
観 光

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
基金管理事務	6,240	○ 基金管理事務 (001-01) 鉾屋町保存建築物等活用事業に伴い、旧市立病院跡地を賃貸する。 繰出金 ユニバース鉾屋町店駐車場用地 4610.56㎡ 地番 鉾屋町260番1 契約月日 平成22年3月24日 契約期間 平成22年4月1日～令和12年2月18日 月額519,940円 財源:一般財源(基金収入) 6,240千円

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1 管理事務費	項	1 管理事務費	目	1 基金管理事務費
---	---------	---	---------	---	-----------

商 工 労 働 部
新産業拠点形成推進事務局

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
基金管理事務	3	○ 基金管理事務 (001-01) 道明地区新産業等用地 (第二事業区) 内において貸付している電柱敷地貸付料収入について, 一般会計に繰り出すもの。 ・一般会計への繰出金 3 千円

東中野財産区特別会計【歳出】

款	1 財産費	項	1 財産管理費	目	1 財産管理費	総 管	務 財	部 課
科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明						
財産管理事務	2,762	○ 財産管理事務 (001-01) 東中野財産区の運営及び財産区所有財産の適正管理を行なう。 報酬 202千円 財産区管理会委員報酬 202千円 負担金 7千円 中野地区振興協議会負担金 3千円 中野地区振興協議会総会出席負担金 4千円 繰出金 2,084千円 一般会計への繰出金 2,084千円 (東中野財産区特別会計において、歳入から繰出金以外の歳出を差し引いた額を、 財政調整基金に積み立てるため一般会計へ繰り出すもの。) その他の経費 469千円 報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料 469千円 財源：財産収入 2,761千円、諸収入 1千円						

東中野，東安庭，門財産区特別会計【歳出】

款	1 財産費	項	1 財産管理費	目	1 財産管理費	総 管	務 財	部 課
科 目 (事務・事業名)		金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明					
財産管理事務		678	○ 財産管理事務 (001-01) 東中野，東安庭，門財産区の運営及び財産区所有財産の適正管理を行なう。 報酬 202千円 財産区管理会委員報酬 202千円 負担金 7千円 中野地区振興協議会負担金 3千円 中野地区振興協議会総会出席負担金 4千円 その他の経費 469千円 報償費，旅費，需用費，使用料及び賃借料 469千円 財源：財産収入 8千円，諸収入 1千円 繰入金 669千円 (東中野，東安庭，門財産区特別会計において，繰入金以外の歳入から歳出を差し引いた額を一般会計から繰り入れ，財源に充当するもの。)					

